

令和4年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和4年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 石川 恵美	4番 村田 弘行
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二
	7番 益川 教智	8番 東郷 克己
	9番 服部 嘉雄	10番 奥山文市郎
	11番 山崎 有子	12番 山本 剛
	13番 鈴木 市朗	14番 山崎 敦志
	15番 橋 俊明	16番 岩井智恵子
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	赤坂 悦男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了恵	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第69号から議第93号まで
(令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他24件)
質疑
- 第3 議第69号から議第78号まで
(令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他9件)
決算特別委員会付託
- 第4 議第79号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号まで
(令和4年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他13件)
常任委員会付託
- 第5 議第90号
(工事請負契約について(市営住宅永原第2団地4号棟新築(建築主体)工事))
討論、採決
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、益川教智議員、第8番、東郷克己議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、議第69号から議第93号まで（令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について）ほか24件を一括議題とします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第15番、橋俊明議員。

○15番（橋 俊明君） 第15番、新誠会、橋俊明でございます。

今回、議案質疑といたしまして、議第78号令和3年度野洲市病院事業会計決算の認定について、質問するものであります。

令和3年度野洲市病院事業会計決算書において、ページ13の令和3年度野洲市病院事業報告書の中の概況1、総括事項の建設改良において、地域医療を担う中核的医療拠点としての役割を果たすため医療事業を進めていますと記述されております。

令和3年度5月に駅前Bブロックでの新病院整備を市長が表明し、事業を進めてきましたが、令和4年1月から市長が整備計画について熟考、この間もBブロックでの野洲市民病院整備基本構想、基本計画案の原案の作成を進めてきましたが、成案には至っていないと続いております。

そもそも、この委託業務は野洲市民病院整備基本計画等策定支援業務委託として委託金額1,023万円で委託業者プラスPM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同企業体に委託されたものであります。

この委託業務においては、私が本年2月議会の一般質問の中でも事務手続上落ち度があるのではないかと質問いたしました。

市長の1月の熟考に入り、市民病院整備箇所は読み取れない課題となっており、その時点で繰越明許の手続として2月議会に付議すべきであったと私は判断いたします。繰越明許の手続をしておけば、仮に5月に温水プール跡地整備に決定したとしても、設計変更して減額することも可能であり、事務手続上問題はないものと判断されます。

そこで問1、なぜ繰越明許の手続をされなかったのか伺います。

問2、そのことにより未定稿の機関決定することができなかった1,023万円の委託料が無駄に使われたのではないかという市民の声に対して、責任をどのように感じるか市

長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

橋議員の議案質疑の中で、まず1点目、なぜ繰越明許の手続を取らなかったのかのご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のプラスPM・シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング共同事業体と締結した委託契約書に基づく委託料1,023万円について、議員がおっしゃるように繰越明許を行うことは、次の2つの理由で明らかに不可能でありましたので、申し述べます。

まず1つ目の理由ですが、私が当時の病院整備の担当部局から当該支援を受けて策定を進めた基本計画の内容素案について報告を受け、そして熟考すべきと判断した令和4年1月14日の時点におきましては、本件契約の基準である委託業務仕様書に掲げられた企画立案支援の業務は、素案50部の印刷というごく一部の形式的な事務を残して、ほぼ完了しておりました。したがって、繰越すべき業務及び予算が実質的にない状況にあったということであり、地方自治法第213条に定める年度内に終わらないと見込まれる支出が既になかったということでもあります。

2つ目に申し上げます理由は、仮にその段階でBブロックは無理だということでは他の場所を設定し、次年度に及んで基本計画を継続検討する、そしてそれを支援する業務を先述の仕様書に新たに追加し、契約を変更する方法を取ろうとした場合、もちろんこの場合は新たな業務に係る増額補正と同時に、当該増額補正分を繰越明許とすることをセットでご提案することとなりますが、この方法を取ろうとした場合も、当時はまだ本当に場所を思案・熟慮している真っ最中であったことから、整備場所を仕様書に明確に書けない、またできるだけ早くとは思っていましたが、いつまでという完了工期についても明確にできない状況であったわけであり、そのような状況で補正予算を議会にご提案することは、実際に不可能であったということでございます。こういったことから、当時繰越明許という選択肢は私の中にはなかったということでございます。

次に、2点目のご質問についてお答えをいたします。

橋議員がお聞きになっている市民の声に、無駄に使われたというご意見があるということですが、私は決して無駄に使われたとは思っておりません。この理由についても2つ申し上げます。

一つには、以前から申し上げているように、昨年度のBブロックを前提とした計画検討

の大半の部分が、先日補正予算でお認めいただいた体育館横の温水プール跡地での市民病院整備の計画策定に大いに活かされるということでございます。別の視点で申し上げますと、私は昨年度Bブロックの検討をさせていただいたおかげにより、今回体育館横プール跡地での病院整備をご提案させていただくことがなかったものと思っております。これがまず1つです。

2つ目としては、確かに駅前のBブロックを前提に計算した整備費用や建物の構成など、今回の計画で使用されないデータも一部ございます。しかし、これは私が計画策定という仕事に関しても、初めから成案させることを決めつけて臨んだのではなく、検証の結果に応じて是々非々で客観的に評価するということを実践したためであります。こういったことは、将来に対して強い責任を持ち、かつ柔軟な判断が求められる市政運営においては、もちろん少ないほうがいいとは思っていますが、他でもあることで、一定程度までは致し方ないと考えております。

以上、橋議員のご質問に対するの答弁といたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） ただいま答弁をいただきました。

そもそも、やはりほぼ出来上がっていた、業者には、ということもございますけども、そもそもこの手続を考えてみますと、1月14日にいわゆる熟考に入られた、本来はその上で業務を進めておられたと思うんですけども、その熟考の段階で先行きが不透明になった、恐らくその時点で業務委託の中断をするべきであったと私は思います。その中断によりまして、例えば繰越しされる前に金額がどのようになっているか、中断さえしておればいかようにも対応ができたと思うんですけども、これは結果論かもわかりませんが、私は少なくとも、やはり業務を中断すべきであったと。そうしますと、精算がこれは可能であるということになりますので、今回のようないわゆる業務委託は成案ではない、いわゆる出来上がった公案ではない、また未定稿という表現、また機関決定されていない、これは通常の業務では考えられない表現がありますので、それを考えれば、1月14日にいわゆる熟考に入られると同時に中断すべきであったのかなということは私は思っております。

先ほど申しましたいわゆる成案ではない、未定稿である、機関決定されていない、これらの表現から考えますと、監査請求の可能性もこれは考えられるということもございますけども、住民監査請求というのは2通りございます。1つは、この議員必携にも書かれて

おりますとおり、この議会は監査の請求権を持っているということがうたわれております。

ただ、この議会の監査の請求権、これはネットで調べてみますと、そんな実例があるのかどうかということを調べてみました。令和3年、昨年度に兵庫県の姫路市においてこの議会の監査の請求権が出されております。この原因は何かと申し上げますと、これはネットでの検索で調べたものでございますけども、議員さんの要望が非常に多いということで、あまり書いてもらわなくて結構です、これに関してはあまり質問しませんので。議員の要望が非常に多い。その要望に応えるために工事発注を数多く発注されている、それが2桁ではない、何百件、ネットで調べますと400何件調査をされておる。これは何かといますと、議員の要望に応えるためにいわゆる随契を発注している。どんどん発注している。これは地方自治法上では問題はない。ただ、やはりそれがいいのかどうかという形で、恐らく議員で、議会の中で議論をされまして、それを監査の請求をするべきでないかということでありました。

それをいいますと特殊なケースになりますので、今回はやはり決算認定という形で監査委員にも報告が出されておりますので問題はないと。ただ、市民のいわゆる住民監査請求、これについては、これは私らが立ち入るものではございませんが、その可能性もあるということでございます。ちょっと時間を取りました。報告をさせていただきたいと思っておりますけども、そこで再質問といたしまして、ちょっと副市長にお尋ねをしたいと思います。

令和3年度のBブロックでの基本計画の策定には、当然これは県の職員でおられましたので、関わっておられないですけども、上級機関の県の職員として、今回の一連の基本計画の事務処理に関して、この対応について率直な意見をお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今回のBブロックの委託契約についてでございますけれども、やはり政策的な判断が一旦そこで中断したわけですから、今回のように委託契約についてはほぼ完了しているわけでございます。そこについては、一旦こういう形で精算した上で、あと先ほどおっしゃっていただきました未定稿を成案にするかどうか、これはあくまで行政的な内部の手続でございますので、そこは今回きっちり分けて手続がされておると思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○15番（橋 俊明君） 副市長はそのような判断をされておりました、市長も先ほど令

和4年度の補正予算にその未定稿の部分も活かしていきたいということをおっしゃいましたが、本来はやはりこれは令和3年度の決算の認定でございますので、4年度の補正予算に活かす、これは別問題として捉えるべきであると、私はこのように考えております。先ほど言いました未定稿なり、機関決定されていない、成案ではない、このような表現をされておる。しかも決算書の中でそのようなことをおっしゃっておるということは、やはり今後、最終的には最終日の決算の認定にどのように影響するか、そこら辺はきちっとこの場では質疑でございますので、あんまり自分の意見は申し述べるべきではないと思っておりますので、意見を出して、そのような形で結果を見守っていききたいというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第69号から議第78号まで（令和3年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について）ほか9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第69号から議第78号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書の規定により、既に送付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第69号から議第78号までの各議案は、議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第4）

○議長（荒川泰宏君） 日程第4、議第79号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号まで（令和4年度野洲市一般会計補正予算（第9号））ほか13件を一括議題とします。

ただいま議題となっております議第79号から議第89号まで並びに議第91号から議第93号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に送付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(荒川泰宏君) 日程第5、議第90号(工事請負契約について(市営住宅永原第2団地4号棟新築(建築主体)工事))を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第90号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第90号については委員会付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております議第90号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(荒川泰宏君) 議第90号に対する討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議第90号について採決いたします。

お諮りいたします。

議第90号工事請負契約について(市営住宅永原第2団地4号棟新築(建築主体)工事))は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(荒川泰宏君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(荒川泰宏君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第5番、木下伸一議員。

○5番(木下伸一君) 執行部の皆様、改めまして、おはようございます。第5番、公明党、木下伸一でございます。日頃は野洲の発展にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。ここで御礼を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

野洲市民病院整備の課題について、今年の5月18日の野洲市民病院特別委員会において、野洲市民病院整備基本計画の成案に向けた新たな方策について執行部から説明があり、その後7学区のコミセンで市民懇談会が開催されました。

その説明を聞いたある市民の方からご不満のお声をいただきました。コミセンの市民懇談会では高圧線の鉄塔はあるが、電磁波の懸念については人体への影響はないと執行部から説明を受けましたが、その後、守山野洲医師会の先生は人体への影響が考えられると言われると聞き、大変不安であると言われておりました。

高圧線の問題については、6月定例会や特別委員会などで議論され、既に議員の皆さんからは質問をされているところです。私自身は守山野洲医師会の先生方から高圧線についてのお話を直接お聞きしたことはございませんが、ただ、人体への影響が心配とされる市民の方のお声には誠実にお答えをしていく必要があると考えます。

執行部からは、令和3年3月の関西電力送配電株式会社の調査より、人体への影響はないと説明がございました。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

高圧線の鉄塔があることで電磁波が人体に影響があるかどうかについて、執行部から説明ができる医療的な見解はございますでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） それでは、木下議員からの1点目のご質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

WHO世界保健機関によります健康リスク評価におきましては、短期的影響としては、極めて大きいレベルの磁界を受けると、神経、筋肉への刺激等の生物学的影響が生じるとされておりますが、同時に、国際的なガイドラインを守ることで悪影響はないとされているものでございます。

また、長期的影響に関しましては、小児白血病に関する証拠につきましても、生物・物理学的証拠は認められず、因果関係とみなせるほど強いものではないこと。また、小児白血病以外の病気に関する証拠は因果関係がさらに弱い、ないことが示されておるものでございます。

また、電磁波の影響で頭痛やめまいが起こることを訴える、いわゆる電磁過敏症の症状につきましても、これに電磁波が関連する科学的根拠はないとされているものでございま

す。

なお、WHOが認めている人体への影響を防ぐための国際的なガイドラインでございますがICNIRP、これにつきましては、国際非電離放射線防護委員会の略でございますけれども、こちらの委員会が示すガイドラインにおきましては、最新の科学的知見に基づきまして、普段の生活の中で受ける磁界のガイドライン値を200マイクロテスラとしているものでございます。

日本におきましては、このICNIRP、国際非電離放射線防護委員会が示しますガイドライン値を採用しておりまして、電気設備に関する技術基準を定める省令におきまして、送電線など電力設備につきましては、磁界の大きさは200マイクロテスラ以下とする規制が制定されておるものでございます。

現在計画策定を進めております体育館横の磁界の大きさにつきましては、去る5月18日の特別委員会でお示しをさせていただきました資料のとおり、送電線を管理する電力会社による実測の結果では、このガイドライン値を大幅に下回るものでございました。

また、今回さらに送電線に近いポイントを複数指定いたしまして、計算値にあります資料を当該電力会社から提供いただいたところでございます。その結果につきましては、地盤面の高さから地盤面のベンチマークの高さ15メートルのところ、最大5.1マイクロテスラという計算結果でございました。そのほか、各ポイントにおきましても4.5または4.6マイクロテスラという結果で、全てガイドライン値を大幅に下回るものでございました。

なお、この計算結果につきましては、後ほど議員の皆様にも資料提供させていただきたいと考えておりますので、ご確認をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、1点目のご質問につきましての回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。WHOは世界保健機関ということでよく存じ上げているんですけども、今おっしゃいました国際的なガイドライン、ICNIRP、国際非電離放射線防護委員会というのを今おっしゃいましたけども、これをもう少し簡単に分かりやすく、また市民の方に分かるようにご説明していただくことはできませんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） WHOが先ほど申し上げました評価を公表されまし

たのが2007年の公表でございます。これを受けまして、ICNIRPにつきましては、WHOとの協力関係にあつて、非電離放射線防護委員会ということで、そのガイドラインを設定する中立的な機関であるというふうに書かれております。こちらの委員会におきましては、2010年に先ほど申し上げました200マイクロテスラの数値を結果として公表されたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほど、今回またさらにとということで測定をされたそうなんですけれども、1回目は令和3年3月10日に電磁波の測定がされました。ちなみに、今回はもし日にちが分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先ほど申し上げました5月18日の特別委員会でお示しをさせていただきました数値につきましては、体育館周辺で実測をした数値でございます。

今回、さらに送電線に近いポイントを複数指定いたしましたのは、電力会社での計算をしていただいたという結果でございます。この計算につきましては、当該送電線に係ります電力の大きさ、電流値でございますけれども、これを最大量といたしまして、高さ15メートルの基点におきまして、一番送電線に近いポイントを5か所設定いただきまして、計算をしていただいた結果でございます。計算結果であるということで、その結果につきましても、また後ほど資料を提供させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。よく分かりました。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

また、液状化対策についても不安の声をお聞きします。執行部からの説明では、35年前の地質柱状図の資料が挙げられております。また、そこで一級建築士から安全であるとコメントをいただいておりますと聞きました。

そこで、2つ目の質問に入らせていただきます。

執行部が考える建設予定地の液状化判定は、市民体育館横の建設と決定してから行う予

定なのか、もしくは建設決定のための事前調査として行う予定なのか、その見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 木下議員から、2点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

液状化判定につきましては、現在進めております市民病院整備基本計画等の修正が完了し、これを成案となりましてから病院整備場所における地質調査と一緒にを行うことを考えております。その時期につきましては、病院整備の発注方式により前後することもございますので、現在進めております市民病院整備基本計画等の修正の中で明らかにさせていただく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

今の見通しでは、特段高額な液状化対策は不要とお考えのことだと思っておりますけれども、もしこの液状化判定の結果、高額な液状化対策が必要となった場合はどのような対応をお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） それでは、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

これも5月18日の特別委員会でお示しをさせていただきました新たな方策として提案しました資料にも記載をさせていただきますけれども、現時点におきまして、液状化の対策として、建物周辺部のライフライン等の地下埋設物への影響を考慮した地盤改良を行う工事費約3,000万円を想定して計上しているものでございます。

その対策工法につきましては、地質調査の結果を踏まえ決定をするものでございますので、収支計画に悪影響を及ぼすほどの高額な液状化対策が必要となるものではないと判断しているものでございますが、万一増工費、増工工事費等が見込まれるとなった場合につきましては、総工事費を見据えた調整の範囲で対応していくことが十分可能であるというふうにご考慮の次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

それでは、ここで再質問をさせていただきます。

先ほど、地盤改良を行う工事で約3,000万ということを想定しているということをおっしゃいましたけれども、この地盤改良というのはどのような工事になるのか、もしお分かりでしたら、分かりやすく具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） どのような地盤改良を行うかということにつきましては、先ほどお答えをさせていただきました地質調査を行いまして、その結果を踏まえて、まずはその対策が必要かどうかの判断がございますが、現時点におきましては対策施工を想定しておるものでございます。

1点目といたしましては、本体の建物につきましては基礎工法、基礎ぐいの工法を想定いたしておりますので、そちらで対応するというところでございますが、先ほど申し上げましたそのほかに敷地内のライフラインの地下埋設物等を中心に、建物周辺におきまして地盤改良工法といたしまして一定の想定をしておるものでございますが、その想定の方では、浅層混合処理工法といたしまして、浅い層の軟弱地盤を掘削して、セメント系の固化剤を散布して固めるというような工法を想定しておるものでございます。今あくまで仮定、想定といたしましての工法でございますので、液状化対策の工法につきましては分類表に基づいて様々な方法がございますので、適切な工法を選択してまいりたいというふうに考えております。

そして、まず冒頭申し上げましたとおり、そういった対策が必要かどうかの判断も、まづもって前段で行ってまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

そうしたら、4つ目の質問に入らせていただきます。

液状化判定の結果、病院を建設するに、これはもしの仮定の話であれなんですけれども、耐えられない結果が出たとすれば、建設予定地を考え直す可能性はあるのか、その見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 4点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

先般の6月15日に議員の皆様への資料提供させていただきました、野洲市民病院の新たな整備場所が建設可能な地盤であることのエビデンスについてというふうな資料を提供させていただきましたとおり、温水プール跡地周辺のいずれのボーリングデータにつきましても同様な層構成となっておりますので、建物を支えることのできる支持層を含め、地盤は水平堆積していると考えられるものでございます。

これらのボーリングデータにおきましては、深度10メートルから15メートル付近または20メートル以深に支持層となり得る砂礫層が確認できます。その砂礫層まで支持ぐいを打設することで、病院の重量を支えることが可能であるというふうな判断でございます。そのため、病院を建設するに耐えられない結果になることは考えておらない、考えられないというようなことで、したがって、建設予定地をこの地点で考え直すというようなことはないというふうに判断しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

野洲市民病院問題につきましては、10年以上の大変長い歳月をかけて議論をされております。その結果、市民の皆様からは心配、不安、不信感など様々なお声をお聞きいたします。野洲市民病院が安全な場所に建設されること、また市民の皆様が安心できる丁寧で誠実な説明をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及について質問させていただきます。

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊娠初期の妊婦さんなど、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方々が、周囲の方に配慮を必要とされていることを知らせることで、援助を得やすくするように作成されたマークのことになります。野洲市のホームページにおきましてはこのように記載され、ヘルプマーク、ヘルプカードについて周知をされております。

先日、障がい者自立支援課のほうからヘルプマークとヘルプカードをちょっとお借りさせていただきました。もちろんご存じの方も多と思うんですけども、まだご存じない方もおられるので、確認の意味を込めてここでご紹介をさせていただきます。皆様ご存じ

のように、こちらがヘルプマークになります。もうちょっとズームしてもらってよろしいですか、アップしてもらえますか。ありがとうございます。赤のベースに白のプラスと白のハートマークですね。こちらがヘルプカードになります。ありがとうございます。

ちなみに、このヘルプカードは中身が何が書いてあるかという、氏名、住所、生年月日、それから連絡先、血液型、また緊急連絡先、障がい名また病名、かかりつけの医療機関、それから連絡先主治医と自由記載欄というのに書かれております。

このヘルプマークは、2012年に東京都で誕生し、現在は全都道府県で導入をされております。この制度を導入したのは公明党でございます。

しかし、ある市民の方から次のようなお声をいただきました。その方は、健常者であったのですが、病気で障がい者となられ、ヘルプマークを所持されることとなりました。障がい者自立支援課に手続に行ったところ、ヘルプマークの説明は特にはなく、自分からヘルプマークを欲しいとお願いされたそうです。その方は、もう少し窓口で積極的なヘルプマークの説明や案内があるほうが望ましいと感じられたとのことでした。

野洲市では、ホームページの紹介も分かりやすいですし、広報でも、ここ数年、毎年特集を組んでくださっております。ホームページや広報は、申し出があった方に配布をする、と説明されておりますが、新たに障がいについて手続があったときには、お声をかけていただくほうがより丁寧ではないかと私は考えます。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

ヘルプマーク、ヘルプカードの周知はご尽力いただいておりますが、認知度はまだ進んでいないかと、私個人的には感じております。野洲市におけるヘルプマークの配布数は把握されておりますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、木下議員のヘルプマーク、ヘルプカードの普及についての1問目のご質問にお答えいたします。

令和3年度になりますけれども、本市におけるヘルプマークの配布実績数につきましては112個となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきます。

ヘルプマークの啓発活動についてなんですけれども、具体的な野洲市の取り組みはございますでしょうか。何かございましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ヘルプマーク、ヘルプカードの周知啓発活動でございますけれども、本市のヘルプマーク、ヘルプカードの取り組みにつきましては、これは県が作成をされたヘルプマーク、ヘルプカード、あるいはポスター等が無償で提供いただいて周知をさせていただいているものでございまして、今のところはポスターの掲示、あるいはホームページ、広報等でのご案内といった周知をさせていただいているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ポスターの掲示ということで今お話をいただきましたが、例えば公共機関とかコンビニとか、そういう商業施設、そういうところには啓発には行かれないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 市内のボランティアの方のご協力をいただきまして、例えば市内のコンビニエンスストアですとか、大型商業施設等にもポスターの掲示はさせていただいているところです。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 今のお答えですと、ボランティアの方がされるということで今お話をいただいたんですけれども、私が聞きたいのは、行政の執行部側、例えば市役所側です、そちらが何かそういうアクションは起こされていないのかということをお聞きしています。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） ちょっと言葉足らずだったと思うんですけれども、ボランティアの方が直接貼りに行かれているということではなくて、市内に非常にヘルプマーク、ヘルプカードの普及に対して熱心なボランティアの市民の方がおられまして、この方がコンビニエンスストアですとか大型商業施設へポスターを貼ってもらえないかという交渉をしていただいたということをお聞きして、野洲市がポスターを貼らせていただいている

るというような状況で、これまでのところ、申し訳ございませんけれども、市が直接商業施設等をお願いをしたということは恐らくなかったというふうに記憶をしております。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。ちょっと私の理解度不足で大変申し訳ございませんでした。

ちなみになんですけれども、隣の栗東市なんですけど、栗東市は本年から、ちょっとまた少し話はずれるかもしれませんが、認知症の人を対象にオレンジヘルプカードというのを独自で作っておられます。ちょっとそれはもう準備ができないのでできなかったんですけども、オレンジヘルプカードを独自に作成し、配布をされております。

このオレンジヘルプカードというのは、認知症の人が普段から持ち歩く鞆などに結びつけてもらい、日常生活の中で、困ったときに周囲の手助けを求めやすくするものということになっています。

何が言いたいかといいますと、今先ほど健康福祉部長のほうから、滋賀県がそういうポスター、そういう啓発等も、マークもということをおっしゃったんですけども、こちらは栗東市独自でこういうカードを作っておられます。例えば、野洲市におきましてもステッカーとか、こういう感じでヘルプマークのポスター、これは最終的にはこういう形、大きいサイズもちろんあるんですけども、そういうポスターとかステッカーとか、そういう独自の野洲市で作るというのはなかなか難しいんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ヘルプマークにつきましては、これ議員ご指摘のとおり東京都が作成をされております。商標登録もされておりますので、野洲市が独自にこれを使うことができるのか、ちょっと確認をさせていただきます。

公共団体だけでなく、民間も含めまして、独自にポスターとかステッカーを作ることは特に差し支えはないということではございましたけれども、野洲市で単独で作ろうとすると、やはり予算措置とかいろんな問題が出てきますので、現時点では、直ちに野洲市で独自にマーク、ステッカー、ポスター等を作るということは予定はしておりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほど、商業施設とか公共機関、駅とかそういうところのお話をさせてもらったんですけども、野洲市には商工会という組織がございます。ちなみに、この商工会の組織は809件が会員になっておられます。これはあくまでも私のご提案の域になるんですけども、要は、末端という大変失礼ですけども、そういう組織の中、商工会の中で、いろいろ工業部会とか飲食部会とかいろんな会があるんですけども、そういうところに、これはできたらの話で申し訳ないんですけど、そういうところまで浸透していけば、よりこのヘルプマーク、ヘルプカードが周知されるのではないかと個人的に考えるんですけども、そういう考え方はどう思われますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員ご指摘のように、あらゆるそのツールを使って周知をしていくというのは大事なことだというふうに思っております。

ただ、現在県が作成をして、無償で配布されているヘルプマーク、ヘルプカードにつきましては、配布をする団体の想定がされておまして、これにつきましては、現在のところ県と地方公共団体のほかでは当事者団体さんですね、こういったところは想定はされておりますけれども、民間の団体さんを通じて配布するというのは、今のところ想定はないようです。

先ほども申し上げましたように、今、現時点においては市が独自にステッカー等を作って配布するという予定もしておりませんが、逆に民間団体さん等で独自にステッカーやマーク等を作るということについては、東京都の見解では可能だというふうにお伺いしております。

ただ、ヘルプマークについては、寸法等厳密なガイドラインが定められておりますので、その際には事前に申請をして、東京都の許可を取ってほしいというふうなことでございました。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして2つ目の質問に入らせていただきます。

ヘルプマークの配布につきましては、近隣都市、例えばこちらでしたら湖南4市になると思うんですけども、比較されたことはございますでしょうか。また、比較されているとしたら、その現状をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

ヘルプマークにつきましては、先ほども何遍も申し上げますように、滋賀県が作成をして配布をされているものですので、本市独自に近隣他市との比較等を行っておりませんが、県の統計によりますと、近隣市の令和3年度の配布実績につきましては草津市が226個、守山市が207個、栗東市が206個とのことでした。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。今数字を言っていただきまして、草津が226、守山が207、栗東が206ということでした。

ちなみに、野洲市におきましては112個ということで数字を先ほどお伝えしていただいたんですけども、もちろん人口等も考えられるんですが、この数字だけを見ても、ほぼ半分という形にはなるんですけども、その啓発活動、すみません、3番の質問にいかせていただきます。

ヘルプマーク、ヘルプカードの配布につきましては、自主的な申し出にしか対応しないのか、少し疑問に感じております。市役所の窓口でヘルプマーク、ヘルプカードを案内することはございますでしょうか。あれば具体的な案内例を教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、3問目のご質問にお答えをいたします。

その前に、議員ご指摘のとおり、湖南4市の中で、人口比で見ても、令和3年度の実績、野洲市がちょっと少ないなというふうに感じております。

実は、過去3年見ていると、令和元年度まではほぼ同じような数字で配布をしておいて、一昨年、令和2年度からちょっと差が開いてきたというふうなことで、参考に近隣市に何か特別な周知はされましたかという確認もしたんですけども、特にそういった思い当たる節がないというふうなことでございました。

そんな中で、野洲市における周知なんですけれども、ヘルプカードの市民へのご案内等につきましては、まず障がい者自立支援課窓口のすぐ後ろの掲示板にポスターの掲示をさせていただきます。また、議員ご承知のとおり、市広報、ホームページ、野洲市障がい福祉の手引きにてヘルプマークのご案内、あるいは啓発等を行っております。また、

先ほども申しあげましたように、市内ボランティアの方の協力によりまして、市内のコンビニエンスストアや大型商業施設等にもポスターを掲示していただいているところでございます。

ただ、議員のご指摘のとおり、障がい者自立支援課の窓口に来られた方への積極的なご案内、これがやはり十分ではなかったのかなというふうに反省をしているところでございまして、今後につきましては、議員のご指摘を踏まえまして、新たに障害者手帳を取得された方、また転入をされてきた障がいのある方などにつきましてはヘルプマーク、ヘルプカードの積極的なご案内あるいは普及啓発活動というのを行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。本当に業務も大変だと思いますけれども、そういう形で、市民の目線に立ったそういうアドバイスというか発信をしていただければありがたいと思います。

続きまして、4つ目の質問に入らせていただきます。

ヘルプマーク、ヘルプカードの周知は、今後若い世代への周知や啓発も大切になってくるかと思えます。小中学校における具体的な取り組みがございましたら教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 木下議員、4問目の小中学校におけるヘルプマーク等の具体的な取り組みについてお答えをいたします。

ヘルプマークのポスターは、各学校に全て掲示をしております。しかし、現在のところ、授業などでの具体的な取り組みが行われているとの情報は把握しておりません。

学校には、毎年様々な団体から、例えば租税教育、あるいは消費者教育などといった内容に取り組んでもらいたいという要望がたくさん寄せられております。どれも子どもたちにとって大切な内容ではあるものの、限られた授業時数の中で全てを実現することは困難でございます。したがって、ヘルプマーク、ヘルプカードにつきましても、学校が子どもたちの発達段階に応じて福祉教育というのは全般的に行っているんですが、その福祉教育との関連で取り入れられると判断した場合は授業等で取り組んでいけるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。もちろん授業でもそのスケジュールもありますしカリキュラムもあると思うんですけども、もちろん優先順位はあるかと思いません。やはりこのヘルプマーク、ヘルプカード、我々健常者から見れば、本当にこう、僕も例えば商業施設とか行ったときにいろいろ見ているんですけども、なかなかそのマークが見かけられないというか、逆に考えれば、そういう立場の方がもっと普通につけられるような、そういう、これちょっと最後のところになるんですけども、環境をつくっていくためには、まず最初に小学校、中学校、幼稚園はさすがに、また保育園は難しいと思うんですけども、そういうところで、1年に本当に短い時間でもいいと思うんです。そういう形で子どもたちにこれがヘルプマークです、これがヘルプカードです、そういう感じで、これはこういう意味ですということで、その意味というか、そういう形で最初に植え付けるというか、皆さんに、子どもたちに理解してもらうことが大事じゃないかなと思いますので、ぜひ本当にいろいろ教育的には大変だと思うんですけども、少しでもお時間が取れるようであれば、そういう講義というか、講座というか、をしていただければと思います。

今教育長がおっしゃったように、各学校にはポスターを掲示していただいているということで、これは本当にありがたいことなので、なかなかそこで子どもたちがどのようにこのポスターを感じているかというのを、また僕らも聞いてみたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

周知の結果、先ほども申し上げましたようにヘルプマーク、それからヘルプカードを認知されることが増え、このヘルプマークやヘルプカードを利用される方が、先ほども申し上げましたが、本当に気軽と言うとちょっと言葉、ニュアンスが違うかもしれませんが、つけたらこうだと思われるよりも、本当に皆さんの目というか、この要望、市民相談を受けた方がおっしゃっていました。私たちがこれをつけたいの、助けてくれという意味でつけているわけじゃないんだと。その方も普通にもう健常者、見た目は本当にあれなんですけれども、でもやっぱりたまたま病気で障がいになられたので、本当に何かあったときにそういうことが、手助けをしてほしいということで、決して助けてくださいのあれではないということをおっしゃっていましたので、この場をかりて発表させていただきます。

それから、野洲市におきましても、これから困ったときには気軽に声をかけてもらえるような環境を整えていただき、障がいを持つ方にも温かい手を差し伸べるまちづくりをお願いいたしまして、ヘルプマーク、ヘルプカードの私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。障がい者雇用率についてです。

先日、ある市民の方からご相談を受けました。子どもさんに障がいがあり、特別支援学校に通っているとのことですが、将来の就労に不安があるとおっしゃいました。まだ先のことにはなるんですけれども、現状を早い段階で把握し、整えるべき制度があれば整えてほしいとのことでした。一番危惧されているのは、障がい者枠での雇用があまり保障されていないのではないかということをおっしゃっていました。

公明党は、結党以来福祉の党としまして、障がい者の雇用支援を一貫して訴え、リードしてまいりました。企業に労働者数の一定割合以上の障がい雇用を法律で義務づける法定雇用率、この法定雇用率の対象につきましては、当初身体障がい者の方だけに限られておりましたが、公明党の推進により、知的障がい者の方や精神障がい者の方にまで拡大をしてきました。また、民間企業の法定雇用率も徐々に引き上げられ、昨年3月からは2.3%となっております。つまり、民間企業であれば、従業員43.5人以上を雇用している事業主は、障がい者の方を1人以上雇用しなければなりません。

また、法定雇用率の引き上げに加え、法律により、事業主に対して雇用の分野における障がいを理由とする差別的な取扱いを禁止するとともに、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を義務化してきました。

こうした取り組みの結果、厚生労働省が発表している令和3年障害者雇用状況の集計を見ますと、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しております。雇用障害者数は59万7,786.0人となっております。しかし、民間企業におきましては、おおよそ半数がいまだ法定雇用率が達成できておりません。ちなみに、昨年の法定雇用率達成企業の割合は47%となっております。今後の課題が残されていると感じます。

そこで、1つ目の質問に入らせていただきます。

野洲市の民間企業における障がい者雇用率を達成している割合は把握されておりますでしょうか。把握されているとしましたら、その現状をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の障がい者の雇用率についての1問

目のご質問にお答えをいたします。

民間企業の法定雇用率につきましては、市が管理監督や、あるいは指導を行う立場でないことから、現時点では特に把握はしておりません。

なお、参考までに平成3年の滋賀県全体の民間企業による法定雇用率につきましては、これは滋賀労働局から公表されておりますけれども、合計の実雇用率が2.38%、法定雇用率達成企業の割合が54%となっております。

また、障がい者の雇用促進に関する市の役割なんですけれども、これにつきましては雇用する企業側ではなく、あくまで雇用される障がい者側の立場に立ちまして、就労移行支援、継続支援、あるいは定着支援など、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、また就労に伴う環境変化による生活面の課題対応支援等に取り組んでおりまして、これらの支援を行うことによりまして、結果として障がい者の雇用率の向上につながるものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

すみません、ただいま平成3年というふうにお答えを申し上げたようなのですが、令和3年の間違いでした。訂正をしておわびを申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

一方で、公的機関におきましては、あろうことか中央省庁や地方自治体が障がい者雇用の雇用者数を水増しして報告していたことが4年前に発覚いたしました。

この事態を受けて、公明党は障がい者団体など意見交換を重ね、まずは実態を明らかにし、法律改正による中央省庁などの公的機関が、ルールに従って障がい者雇用ができていくかを確認する体制を整備するなどの措置を取り、現在実施の段階にあります。

先ほど、厚生労働省発表の令和3年障害者雇用状況の集計結果によると、公的機関の中でも、市町村におきましては雇用障害者数3万3,369.5人、実雇用率2.51%と発表されております。

そこで、2つ目の質問に移らせていただきます。

野洲市の公的機関における障がい者雇用率の現状をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

野洲市における障害者雇用促進法に基づきます法定雇用率は、令和3年度に2.5%か

ら2.6%に引き上げられ、本市における現在の雇用義務数は25名となっております。

これに対しまして、令和4年6月時点で、本市における雇用算定障害者数は24名となり、1名少ない現状となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。野洲市は2.5から2.6ということで推移しているということで、2.3をクリアされていると思うんですけども、ちなみにこの2.5、2.6を維持するとか、何かそういう特策とか対策とかはございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えいたします。

ちょっと私の答え方が悪かったんですけども、野洲市に基準として定められる雇用率が2.5%であったものが2.6%に引き上げられているということでございます。現在は1名少ない現状でございますけれども、障がい者雇用を保つという観点では、令和2年度に野洲市障がい者活躍推進計画というのを策定しております。この計画に基づきまして、障がいのある職員の活躍を推進する体制整備であったり、環境整備、あるいは人事管理、採用、募集に当たっての定めなども規定しております。これに基づく取り組みをいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 私の勘違いで、申し訳ありませんでした。ありがとうございます。続きまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

法定雇用率を上げるための対策といたしまして、どのような取り組みがございますでしょうか。民間企業と公的機関の両面における取り組みをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の3問目のご質問にお答えをいたします。

民間企業における法定雇用率を上げるための対策についてとのことでございますけれども、1問目でもお答えをさせていただきましたとおり、市は民間企業における法定雇用率を管理や指導する立場にはございませんので、民間企業において雇用率を上げるための対

策についても、現時点では特に関与はしておりません。

ただ、繰り返しになりますけれども、市としては雇用する企業側ではなくて、あくまでも雇用される障がい者側の立場に立って支援を行うことによりまして、障がい者の就労促進に向けた取り組みを進めることで、民間企業の法定雇用率の向上にも寄与してまいりたいというふうに考えております。

次に、公的機関としての対策でございますけれども、基本は総務部の所管になりますが、あらかじめ答弁の内容についてお聞きをしておりますので、私のほうでまとめてお答えをさせていただきます。

市では、滋賀労働局に対しまして、毎年障害者雇用状況報告というのをやっているところでございますが、先ほど総務部長の答弁にもございましたように、現在は雇用算定障害者数が基準を下回っている状況でございます。

雇用率を上げるための対策につきましては、先ほど総務部長からも答えがありましたけれども、それ以外にも、雇用算定障害者数が基準を下回っている状況で、滋賀労働局に提出することが義務づけられております障害者採用計画通報書というのがございますけれども、これらの計画に沿った採用を今後進めてまいりたいということでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問、4つ目に移らせていただきます。

コロナ禍の中で、様々な職種でテレワークを含めた在宅勤務が進んでおりますけれども、障がい者の方にとって在宅での勤務の採用枠を広げるような取り組みというのは、今までご検討されたことはございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、4問目のご質問にお答えをさせていただきます。

在宅勤務の導入につきましては、民間におきましては、それぞれの事業者が業務の内容に応じて、在宅での事業の継続可能性等から、その実施の可否を判断するものというふうに考えておりますので、市として民間企業の在宅勤務の採用枠拡大に向けた働きかけ等は特に行っていないところでございます。

ただ、在宅勤務の導入等に向けた情報の提供、あるいは共有というのは必要と考えてい

るところでありまして、そういった意味では、例えば現在市と市内の福祉サービス事業者の方々が集まって、様々な課題についての検討や情報共有を行う自立支援協議会という仕組みがございます。この中で、木下議員から1問目や3問目でお尋ねいただいた内容も含めまして、今後障がい者の雇用率の向上に向けて、必要な情報等につきましては共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。今後、障がい者の方が本人の希望や能力に応じて活躍ができるように、多様な形態で雇用、就労できる環境を整備することも大事であるかと思えます。

具体的には、障がい者にとって働きやすい環境整備、例えばICTを活用したテレワーク、また在宅就労ができる環境を整えれば、障がい者雇用の幅が広がると思います。そのような具体的な対策を今後野洲市にもお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第7番、益川教智議員。

○7番（益川教智君） 第7番、新誠会、益川教智です。改めて、皆さん、おはようございます。一般質問を始めさせていただきます。

1点目、市政方針の決定に係る内部協議についてお伺いいたします。

市政の方針に係る市長と職員との内部協議等について、一部の議員より地方公務員法第32条などを理由として、市長の方針に従うのは公務員としては当然であり、それに反するような職員の態度は到底認められないとの意見が今まで繰り返されておりました。

そこでお尋ねいたします。

地方公務員法第32条についての認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の1点目、地方公務員法32条の認識について、お答えいたします。

地方公務員法第32条は、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないとなっております。このことは、行政の執行に従事する職員は、その執行に関する法規に忠実に従って事務、事業を遂行しなければならない、職務上の

命令とは、指揮監督する権限を有するものと認識しております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 条文に関しては、今言っていたとおりであります。

では、再質問いたします。

仮に、市長と職員の間で、市長の職務命令が合理的な理由がない場合、職員はどのようにすべきだと考えますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 職員がその職務を遂行するに当たり、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合、例えば職務専念義務に違反して職務を放棄するように命じられた場合、あるいは政治的行為の制限に違反して選挙運動を命じられた場合等が考えられ、これらの行為の命令に関しては職員は従う義務はないというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今回、市長のハラスメントが認定されましたけれども、まさにその職務命令に合理的な理由がなかったということが原因で、そのハラスメントの行為が市長から行っているということでありますが、そのハラスメントの認定以降どのように職員との協議を行っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目のご質問にお答えいたします。

職員とのコミュニケーションを大切にし、意思疎通をしっかりと図ること、また職員からの提言、職員の意見をしっかりと傾聴することが重要であると認識して、日々職員と協議を行っております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今まで以上にしっかりと職員とコミュニケーションを取ることではありますが、もしその中で、先ほどの質問と少し重なるかもしれませんが、市長と職員の意見が対立した場合、それぞれどのような態度を示すべきか、どのようにすべきかということについて、お考えをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 職員は、職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと。職員は自分の考えと異なる命令である場合でも、職務上の上司から発せられた命令は従わなければならない。ただし、明らかに違法または公序良俗に

反する場合や、物理的に不可能な場合には従う必要はないとなっておりますので、基本的に、自分の意見があっても従うべきであるというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 市長の命令に一定の合理的、客観的な理由があればそうかもしれませんが。その命令に合理的な理由が仮にない場合に、ない場合に、それについて、先ほど忠実に従うことが必要だとおっしゃられました。その命令に合理的な理由がない場合、それにノーと言うこと、またはそれに対してアドバイスをすることこそが、忠実に職務を執行するということになると思うんですけれども、その点についての認識はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 基本的に、先ほど申し上げたとおりですので、それを解釈していただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 市長の考えが、もちろん選挙で当選されて、それを中心に市政が運営されるというのが基本的なあり方だと思います。しかし、その一方で、今まで現場で事務を執ってこられた職員さんの意見というのは尊重してしかるべきだと思いますし、そのような市長の考えと違うような意見、これを封殺するようであれば、またその市長の意見に対して、ただイエスというような組織であれば、これは明らかに非効率的、非生産的な組織となってしまいますし、風通しもすっかり悪くなってしまいます。また、せっかく職員さんが意見を言ったとしても、それが取り入れられないようであれば、もちろんその職員さん、モチベーションがどんどん落ちていくと思いますし、それが波及することも考えられます。その点について、市長は改めてをお尋ねしますが、職員の意見についてどのようにお考えか、認識をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 職員の意見は聞くようにしております。その意見によって物事が左右、左右と言ったらちょっと語弊があるんですけども、その意見を封殺するとか、そういうことはないようにしております。ただ、物事を判断し、最終的に決断するのは私の使命でありますので、何もその職員の意見を聞かないということではないというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） それでは、その市長の考えと違う意見の職員さんがいたとしても、最大限にその意見を尊重して市政に反映させた上で進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 時と場合によります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） もう少し具体的に、その時と場合ということについてご説明いただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1問目が地方公務員法32条についての認識で、2問目がハラスメント認定後どのように職員と協議を行っているかということで、どんどんどんどん奥へ入っていきますもので、通告にございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、端的にお尋ねしますが、その組織として、長の周りがイエスマンだけなのか、それぞれがしっかりとした意見を持って議論が交わされる組織か、どちらがあるべき組織かという点についてはいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 通告にございませんので、お答えし難いことではございますが、イエスマンだけということはありません。それぞれの皆さん、それぞれのお考えがあつてのことだと思いますけども、その上司の命令に従うというのは1つの地公法32条に掲げられておりますので、それとは話がまた違うというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員に伝えます。一般通告の表を見ますと、2行だけしか書いておられない。なおかつ、それで再三にわたっての質問は、これは適切でないということに思います。以後気をつけていただきたい。

○7番（益川教智君） 関連していると思っているからお尋ねしているんですが。

○議長（荒川泰宏君） それほどたくさんの関連質問があるなら、通告書に記載してください。ここには2行しか書いてないんです。

○7番（益川教智君） ご返答次第でいくらでも変わるものなので2行しか書いてません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今議長からご指摘をいただきましたので、質問するのはやめますが、やはりその組織というものは、皆さんしっかりとした議論があつてこそ、特に公のことですから、皆さんの議論があつて、それが積み重ねた上で行政の市の方向性というものが決まっていくものだと思います。この点、栢木市長にはいま一度、十分にご理解いただいた上で、市政運営に当たっていただくようお願い申し上げまして、次に進みます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○7番（益川教智君） では質問の2つ目、市政の透明化に向けてということについてお尋ねいたします。

2021年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足いたしました。

デジタル庁設立の目的は、省庁間の横のつながりを持たせることにより、国民目線でのサービスを提供するというものであります。そして、デジタル社会形成のための基本原則として、デジタル社会を形成するための10原則と、行政サービスのオンライン化実施の3原則が掲げられており、そのうちデジタル社会を形成するための10原則の1つ目の原則として、オープン、透明が掲げられています。

行政の透明化は、国民の政治への積極的な参画を促す上で非常に重要な要素であり、また、そこから幅広い意見を聞くための手法として有用であると考えられます。

このように、国レベルにおきましては行政の透明化がより重要視され、その推進に力を入れているところでありますが、一方、野洲市においては逆行するような事象も見受けられ、どのような認識を持っているのかを確認するために伺います。

1問目、部長会議の位置づけについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 益川議員の1点目のご質問にお答えします。

部長会議は市が設置する庁議の1つでございますが、市行政運営の基本方針及び重要施策を審議するとともに、各部局間の調整及び相互の連絡を図り、統一ある市政を適正かつ能率的に推進するための会議と位置づけてございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今おっしゃっていただいたように、市政運営の観点からも重要な会議であるということでありましたし、それを公開するということは市民への情報公開として重要な要素の1つであると考えられます。

そこで再質問いたします。

現在部長会議について、要録という形で公開をされていますが、これはどこまでを詳細に公開しているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） お答えします。

要録でございますので、議論の要約をポイントを整理をして公開しているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今お尋ねしましたのが、病院整備についての部次長の懇談会があったかと思えます。そこでは、新たな整備地について、大きな意見というか疑問が投げかけられていました。

今お尋ねしたのは、部長会議では市政の運営に当たって、市政の方針について批判的な意見、そういうものもしっかりと反映されているのかをお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） 今ご質問いただいたのは、部次長懇談会ではなくて、部長会議での議論ということでお答えさせていただきます。

さきの議会でも申し上げましたが、部長会議におきましては、部長は所管する部局にこだわらず、経営の一翼を担うものとして、重要案件に関する意見をいただいております。実際に病院案件、先ほどご指摘いただきました件についても、様々なご意見をお持ちの部長もおられると思います。ただ、皆よりよい内容とするために、様々な視点から課題をいただいております。有益な意見交換がなされていると、このように考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今言っていたとおおり、よりよい方向に向かっていろんな意見をいただいているということではありますが、その結果としてどうなったかというのも大事でありますけれども、具体的にどのような議論が交わされた上でということを見せていく、しっかり市民に公開して見ていただく、そうすることによって、ああ、この意見が

こんなような形で反映されているんだなということが市民の目にも分かりやすくなると思います。ですので、この部長会議、今要録の形ですけれども、できる限り原文のまま公開するという事は可能でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 部長会議の公開でございますけども、基本的には会議については議会ではございませんので要録、要約の形で考えていきたいと思っております。

ちなみに、県内他市の状況を見てみますと、大半が非公開でございます。公開しているところも案件の説明の記載にとどまり、質疑のやり取りの記載がない状況が大半でございます。本市の場合、審議事項のみならず報告事項も対象とし、質疑のやり取りについても要録の形で記載をしておりますので、県内で最も情報公開が進んでいる状況にあると思っておりますので、現状で十分かと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今副市長の認識をお伝えいただいたところで次の質問に移りますが、この情報公開制度の意義について、認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 2点目の情報公開制度の意義の認識についてお答えします。

野洲市情報公開条例1条に規定をされているとおりでございます。市の保有する情報の一層の公開を図り、市政の諸活動につきまして、市民に説明する責務を負うとともに、市民の知る権利の保障及び公開、公正で透明な行政の推進に資するもの、こういった認識をしております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 1982年に最初の情報公開条例が山形県金山町というところで制定されたそうです。今年で日本の情報公開制度の歴史が40年ということになりまして、国も進めているというところで、一層の情報公開の重要性が高まっているということを確認しまして、次の質問です。

情報公開制度の近年の運用状況についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） お答えします。

情報公開制度の近年の運用状況でございます。情報公開制度の近年の運用状況につきましては、令和2年度の請求件数が51件、うち全部公開が8件、一部公開が37件、非公

開が6件でございます。令和3年度の、昨年度でございますが、請求件数が42件、そのうち全部公開が14件、一部公開が25件、非公開が3件でございます。ちなみに、令和4年度8月末の時点でございますけれども、請求件数が13件で、うち全部公開が4件、一部公開が9件、非公開がなしでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今運用状況についてお答えいただきました。そのうちの何件かが、私自身が行った情報公開請求になりますけれども、一番最初に前段でお話、お伝えさせていただきましたこの野洲市においては逆行するような事例、事象も見受けられというところで、適切に情報開示されたものにつきまして、この8月10日、私に開示された情報につきまして、8月10日の全員協議会の場において、情報公開条例に基づき提供された資料について、その利用を一時中止するように依頼がありました。最終的には、30日にその利用停止というものが解除されましたけれども、この利用停止の理由について改めて確認いたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今のご質問でございますけれども、7月19日付で情報公開の部分公開決定通知を公開請求者へ交付するとともに、紙ベースの面談記録も併せて交付させていただいた。その後、7月27日に音声データの複写データを交付させていただいているという状況でございます。

当初、7月19日付の公開決定については市長決裁まで内部的に取っておりますけれども、7月27日は市長決裁を回っておらないという事実がございますので、その部分も確認する意味もあり、あくまでメディアへの提供について、しばらく待っていただきたいと。あくまで任意の協力を依頼したものでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） あくまでということではありますが、8月10日から20日間かけて、ようやくその利用停止というものが解除されております。具体的な調査について、どのように行ったのかを教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 具体的に、8月10日から29日までの20日間何を調査したのかというご質問かと思えます。

病院事務部及び総務課におきまして、面談記録として音声データを含めた内部における

データの保管状況、公文書としての取扱いの方法、決裁の事務の方法、こういったことなどございまして、公開手続までの事務処理につきまして、事実確認の聞き取りを行うとともに、条例や法規等に照らし問題がなかったのか調査を行ってきました。また、併せて顧問弁護士、法務局などにも法律相談をしてきたところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 具体的な聞き取りや法務局、顧問弁護士への調査などということでありましたが、野洲市には情報公開審議会というものがあります、ありますよね。情報公開審議会の長が弁護士の方がしていただいています。通常この情報公開手続に問題があるということであれば、その委員への聞き取り、その先生への聞き取り調査等が一番最初にあるのかなと思うんですが、その点は行っておられないんですか、確認します。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 今おっしゃいましたけども、市として判断を最終的にする場合は顧問弁護士に相談するのが適切かと考えてございます。

○7番（益川教智君） 回答いただいていませんので、すみません、聞き取りを行って…。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 所管の部長に委任をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 益川議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど副市長がお答えしましたように、10日から29日までの間様々な専門機関であるとか、見識者にも法律相談をして、最終、市の決定として顧問弁護士に相談をした結果をお伝えしたものでございます。見識者にも相談をしておりますけれども、ご本人のご意向により、どなたにどのような相談をしたかということは申し上げることはできません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今回の情報公開に関して、その内部の事務手続に問題があったと

いうこと、問題があった疑いがあるということでしたかね、おっしゃいましたが、であるならば、この情報公開審議会で諮っていただく、検証していただくということが一番この情報公開の観点からは通じるかなと思うんですが、その点に関して、情報公開審議会の開催の予定、また意向があるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 審議会につきましては、基本的には非公開にした場合の不服申立てということが通常かと思いますので、開催の予定はございません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 通常そのような運用であることを理解した上でお尋ねしているんですが、今回その情報公開が問題となっているということからすると、ここに諮るというのがふさわしいのかなと思うんですけれども、それでもなおということですかね。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） すみません、手続につきましては内部的な手続に問題があったというだけで、公開決定及び資料の提供については何ら問題はございませんので、開催する意義もございません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、繰り返しになりますけど、公開手続に出したことに全く問題がないものについて、それを利用してくれるなということこそが情報開示の観点から、行政の情報開示の観点からふさわしくないと思うんですけれども、その点については認識はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 8月10日の全員協議会での依頼かと思えますけれども、冒頭申しあげましたように、あくまで任意の協力を依頼したものであり、公開者の権利を制限するものではなく、全く問題ないとございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 全く問題はないとおっしゃいましたが、仮にこれが通常の市民の方がそういうようお願いを行政からされたら、かなりの萎縮効果が生まれると思います。その点からは、このお願いは大きな問題があるように私は思いますが、次に進みます。

現在の市政の透明化に向けて実施している取り組みについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 4点目の市政透明化に向けて実施している取り組みでございます。

野洲市まちづくり基本条例に規定されていますとおり、市民の知る権利の保障がなされてございます。具体的には、審議会や会議の原則公開、市長への手紙、市民懇談会の開催等による市民の意見聴取、広報誌による行政情報の提供、情報公開制度の運用による公文書の公開など、積極的に取り組んでいるところでございます。また、市のホームページを活用して審議会や会議開催の案内と結果を逐次掲載しておりますとともに、先ほどもご質問いただきました部長会議等行政の意思形成過程であるとか、重要な行政課題を公表することで、市政の透明化に加え、住民の市政に対する理解が深まることに寄与するよう取り組んでいるところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今市で行っている取り組みについてご説明いただきました。

ここで、他市の自治体が行っている取り組みがあるんですが、ご紹介させていただきたいと思います。

さいたま市の事例でありますけれども、さいたま市では行政透明推進課というものがあられるようです。そこでは情報公開制度及び個人情報保護制度を運営し、開かれた市政の推進及び個人の権利利益の保護を図ります。そして市政情報の見える化を推進するため、各区役所の情報公開コーナーへの各種行政資料の配置、附属機関等の会議の公開などを進め、市民への情報提供の充実に努めています。その事務として、ごめんなさい、これ、中にはあまり質問しないので、その事務として、情報公開の総合的な推進に関すること、個人情報保護に関すること、市長の資産等の公開に関すること、情報公開、個人情報保護審議会に関すること、情報公開、個人情報保護審査会に関すること、市議会資産等の公開審査会に関すること、区役所の情報公開及び個人情報保護の事務に係る総合調整に関することが主な事務として掲げられています。

その趣旨といたしましては、さいたま市の情報公開制度は、市が保有する行政情報を市民の請求に応じて開示する情報開示制度と、広報広聴活動、都市計画図書等の縦覧施策及び財政状況等の公表施策など、行政活動に関する情報を広く分かりやすく発信していく情報提供により、公正で開かれた市政を推進する制度ですと書かれています。これは情報開示制度もありますけれども、ここで言っているのが、請求があってから出すのではなく、こっちから、行政から積極的に情報提供する姿勢というものがここに見られると思います。

この情報開示請求については、件数は先ほど言っていました、これだけ開示請求があるということは、それだけの方がそこを知りたいということで、その市政の、行政の情報開示について疑問があるからこそ出てきていると思うんです。そこを知りたいから情報開示をしてくれと。

ですので、今副市長の答弁の中には、県内ではトップクラスの情報開示をしている、情報公開をしているということを言っていましたけれども、よりその情報公開、市の開示、情報公開を進めるに当たって、このような担当課を設置することはご検討いただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 副市長。

○副市長（佐野博之君） 議員ご指摘のとおり、行政の透明化、積極的な情報発信、逆に情報公開というより情報発信も含めての充実というのは大変重要な課題ではございます。しかしながら、恐らくさいたま市と比べて、野洲市の人員の中で専属の部署を設けてやるのが望ましいのかどうか、こういうことは引き続き検討していく必要があると思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今部署の設置ということで質問いたしましたが、それだけ、部署の設置に関わらず、積極的なその市政の透明化に向けて庁内で検討いただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 佐野副市長。

○副市長（佐野博之君） 先ほど申し上げましたように、透明化、重要な課題でございます。それぞれの部署がそういう視点を持って取り組むことは重要かと思っておりますので、そのように努めてまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） それでは、3点目の質問に移ります。市立野洲病院整備事業についてです。

前回の臨時会での議決を受けまして、病院事業管理者並びに病院事業顧問が9月1日付で任命されております。

そこでお尋ねいたします。

現在の野洲市の医療について、どのような認識をお持ちなのか、病院事業管理者にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） まず初めに、9月1日で野洲市の病院事業管理者を拝命いたしました前川でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

益川議員の1つ目のご質問に対して、私の認識するところを申し上げます。

野洲市民が受ける医療のうち、高度急性期医療については市外の大病院が担っております。当市立野洲病院は、一般急性期とともに、急性期後の回復期、地域包括であるとか、あるいは回復リハビリ病棟の医療も行っております。また、市内には約40の医科診療所が開設されており、身近なかかりつけ診療等として市民の日常の健康管理を担っておられます。

こういった状況から、湖南圏域全体及び当市内を通じて、本市は比較的恵まれた医療環境の中にあると考えられ、その中で当院は市民の医療のハブ的な役割を担ってきたところであり、今後もそれら各医療機関とさらに連携を図っていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、市内の医療機関との連携が重要であるということも言っていたいただきました。その中で、中心として市立野洲病院があるということになろうかと思いますが、この市立野洲病院は市立化して以降、福山病院長を中心に事務部、そして医療スタッフ、様々な事務スタッフで経営を何とか持ち直してきたところであるというふうに私は考えているんですが、前川先生のご認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいま益川議員からお話しいただきましたけれども、福山院長はじめ病院かスタッフが、市立に移行してからいろいろな経営改善であるとかをしている最中でありましてけれども、残念ながら、コロナ禍で今非常に野洲病院の人員も含めて、当然市民の方々も大変な目をしていると思っておりますけれども、少ない人間の中で活躍されておりますが、非常に厳しい状況であると。実際に院内でクラスターが起こって、あるいは医療関係者が起こると、病棟閉鎖であったりとか、あるいは入院の受け入れをできないというふうな状態で、先ほど比較的うまくいっていると言っておりますけれども、本当にぎりぎりの状態で運営している状態で、安定的に市民の健康、医療を守るためには、さらなる充実が必要であるというふうに私は考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今コロナの影響もあって、かなり逼迫している。医療の逼迫は全

国的な問題でありますけれども、それがこの市にも起こっているというところと、これ以上のスタッフであったり設備であったりの充実が必要だということを今言っていました。今ちょうど整備事業をまさに行っているところですが、ここまでの病院の整備事業について、前川先生はどのような認識をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 2つ目のご質問について申し上げたいと思います。

今日まで紆余曲折ありましたけれども、結果、十分な議論が交わされていると外部から見えて思っております。ただ、本事業の起草から既に10年以上経過して、時間的に少し時間がかかり過ぎているというふうに認識しております。

また、この議論が主に病院の場所であったとも承知しているところであり、病院の開設者である市長と市の意思決定機関である市議会において、速やかに設置場所を迅速に決定いただきたいというふうに考えております。

事業管理者である私も、市民のための医療と医療経営を共に成立させるために、ステークホルダーの中心は市民であるということをもとに、早期整備に尽力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今、最初に議論が十分に尽くされているという認識をお持ちだということを言われました。私は、まだそのような認識は共有できるには至っておりませんが、この点についてちょっと再質問させていただきます。

4月から副院長として市立野洲病院にお越しいただいておりますけれども、ここまで、前川先生が来られてからも来る前からも、この市長並びにその病院の整備課というものが現場の意見を聞かずに、反映させずにここまで進めてきたと私は認識しておりますが、この点について、先生のお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの点について、外部から、3月まで私滋賀医大におりましたので、具体的な細かい情報は得ておりませんが、今益川議員が言われたように、市の執行部とその病院の間に十分なコミュニケーションができていなかったという問題があるということは十分に理解しておりますし、このたび9月から私が病院管理者になったということで、このコミュニケーションをいかに円滑にするかというのが私

の使命であるというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） ありがとうございます。今まで不足していたその現場の事務部と執行部との間のつなぎ役として、しっかりと病院の意見を現場の意見も反映させた上で、この病院整備事業に当たっていただければと思います。

次の質問に移ります。

新たに整備される病院は、どのような機能を持つべきであるとお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

令和3年度に検討された野洲市民病院整備基本構想、基本計画の案に記載がありますけれども、中軽症の患者の入院、退院への対応、大学病院等急性期の重篤な医療を担う病院と在宅医療をつなぐ役割、在宅医療を推進する上で、診療所等の後方支援の役割、特に訪問看護であるとか訪問リハビリの拡充、そして住民が健康であり続けるための疾病予防やリハビリテーション医療の充実、健康介護予防の教育拠点になる、あるいはさらに現在そうですけれども、まさかのとき、災害や新興感染症流行時に、住民の安全、安心を支える役割、こういったような、指摘されているような役割をする、そういう機能を持つべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今お答えいただきましたけれども、その中で、プール跡地で仮に病院整備をするに当たっては、特にどのような機能が重要になるとお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問でありますけれども、私、先ほど言いましたけれども、正式に病院の場所が決定した上で、先ほど益川議員がご指摘されたように、病院関係者と話して、実際どのような機能がどのような場所のできるかと、今言った基本構想に沿った上で、一番最善の方法を考えるというのが私どもの仕事であろうと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） その基本構想についてですが、先ほど議案質疑の中で、栢木市長がBブロックでの基本構想、基本計画は、大半がプール跡地に流用できるということと言

われました。その一方で、ここまで野洲市の地域医療を支えてくださった福山病院長が、そのお考えとして、プール跡地で整備するならば、コンセプトの大幅な転換が必要であるということをおっしゃられます。その一方で、さらに、整備課は今回その基本計画の修正に当たっては、最小限の修正で大丈夫だということをおっしゃられます。

このように意見がばらばらなんですけれども、前川先生の認識はいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいま益川議員から指摘されたように、いろんな意見があることは確かにありますが、例えばプール跡地に決定した場合には、医療サイドとすれば、より大きなスペースを医療にとっては使える場所を、なおかつその敷地が広いことで高層にしなくていいということも考えると、よりよい病院ができるのではないかと。逆にBの場合には、利便性というか駅に近いという利便性がありますが、逆に狭いということで、本当は医療で求められるべきスペースが十分取れないと、駐車場も含めてということをお考えすると、私はどちらに決まっても、私の立場ですれば、それぞれの立場で一番いい仕様をすればいいと思うし、ある意味で、今言われたような少しの修正というか、よりよい、なおかつコストのかからないよりよい修正というのが必要ではないかと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） そのコンセプトの修正に当たっては、執行部と今までの病院長の意見がかなり分かれるところでありましたけれども、そのあたりのすり合わせとして、しっかりと現場の意見もこれも反映させた上でやっていくということによろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 先ほどお話しいたしましたように、私の役割というのは医療スタッフと市の執行部の間をつなぐ役割というふうに認識をしておりますので、益川議員が言われたことを職務として頑張っていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この病院の運営に当たって、ここまで前川先生がご存じか分かりませんが、ずっと病院に関連して、この病院がある法人、湖南メディカル・コンソーシアムに加入したのではないかと、市長の独断で加入したのではないかとこの議場で交わされておりました。その疑問は私としてはいまだに払拭されていないものと考えていますが、この法人に加入すると、その定款の中で、その事業計画についての意見を

聞く必要があります、その機能面も含めて病院運営に影響があると思いますが、その点について管理者の認識をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問は、当初の事前質問の項目に入っておりませんので、今回は私の考えは差し控えたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 今後の病院の運営にも関わることですので、ぜひ答えていただきたいと思うんですが、そういうことであればそれで結構です。

次の質問です。

病院整備事業を進めるに当たり、どのようなことに留意をしておられるのかお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいまの質問について、私の考えをお話ししたいと思います。

まず、医療ニーズの変化に対応し、将来にわたって地域を守り続ける安定した医療と運営体制を構築することを常に意識して進めていきたいと考えております。

2番目に、公的な医療機関として課された使命は担い、果たしていくことに留意したいと思います。

3つ目に、先ほどの議論もありましたけれども、市役所と病院職員を含めた関係者の意見を丁寧に聞き、良好なコミュニケーションと関係性を維持して進めていきたいと思います。

最後に、多くの市民が望んでおられるように、整備事業をスピード化していく、進めていけるように留意していきたいと考えております。

以上が私の答えであります。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 繰り返しになりますけれども、できる限り最大限に現場の意見を尊重した上で進めていただきたいと思いますし、病院事業管理者並びに顧問の設置に当たっては、前川先生もご存じかと思いましたが、一度否決された案件で、私も反対のほうに回っていました。ただし、こうやって病院事業管理者として来られたからには、今までの知見、人脈、最大限に活用していただいて、この野洲市のためになる、野洲市5万市民お

りますけれども、その5万市民のためというところを第一義として市民病院整備事業に当たっていただきたいと思いますが、その決意のほどをお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） ただいま益川議員が言われたように、それを全うするために私は事業管理者になったと自覚しておりますので、そのためには、議員の先生方にもご指導、ご高配いただきたいと思ひますし、また意見をいただきたいとも考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） では、続いて市長にお伺ひいたします。

病院事業顧問について、これまでの経歴についてお伺ひします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 顧問の経歴につきまして、ご質問の内容に鑑み、病院整備担当政策監より説明いたさせます。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 益川議員からの4つ目のご質問につきまして、去る8月23日の全員協議会で資料提供をさせていただいたところでございます。野洲市民病院整備事業顧問の委嘱についてという資料でございますが、改めて申し上げますけれども、大阪大学医学部をご卒業後、米国NIHフェニックス臨床研究所客員研究員、日本糖尿病学会糖尿専門医・指導医・名誉会員、日本内分泌学会指導医・功勞評議員、日本内科学会認定内科医・指導医・功勞評議員、日本動脈硬化学会動脈硬化専門医を歴任されておられるものでございます。そして、滋賀医科大学の教授、副学長、滋賀医科大学の附属病院長、社会医療法人誠光会の理事長、社会医療法人誠光会淡海医療センター病院長兼会長を務められた後、現在は社会医療法人誠光会淡海医療センターの名誉院長のお立場におられます。また、滋賀医科大学附属病院長であられた間につきましては、平成24年度には本市の新病院整備可能性検討委員会の委員長を担っていただいたところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 最初に、この質問は市長を答弁者として指名して市長が答えていただけると手元にあるんですが、配付された資料についてもそうなっているんですけども、この点については特に問題はないですか。分かりました。

今お答えいただきましたが、その経歴の中で明らかに欠けているものがありまして、先ほど前川先生にはお答えいただけませんでしたけれども、湖南メディカル・コンソーシアムの役員、理事として、この県に出されている事業報告書の中で、令和2年4月1日から令和3年3月31日の中で、その役員の構成で、理事として柏木先生が入っておられますが、この点については認識はしていなかったのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 特に認識はしておりません。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 栢木市長は、湖南メディカル・コンソーシアムについては、県のほうから話があって、自分自身もそこに入りたいと思っているということを言っておられました。また、この法人から直接ご自宅に書類が届けられるような関係性であったにもかかわらず、その役員がどのような方がおられるのか、また、このたび病院事業に病院事業顧問として来ていただくに当たっては、その経歴については十二分に確認されたと思うんですけども、その上でも把握されていなかったということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） コンソーシアムの件に関しましては、その当時知る由もございませんし、特にこの栢木先生におかれましては、その中にその一文が抜けているということでご指摘されておられるのかなというふうに推察はいたしますが、何らお聞きいたしておりません。コンソーシアムに関しましては通告にもございませんので、これ以上お答えをすることは遠慮させていただきます、控えさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） 通告にないからということではありますが、この顧問のこれまでの経歴はということについてお尋ねしておりますので、その経歴をしっかりとたどっていただければ分かることだと思うんですね。それをされていなかったということですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） よしんば、栢木先生がコンソーシアムの理事をされておられたことが何の問題があるのか、そのほうがかえって問題ではないかなというふうに思いますし、それに関しまして、市としては何ら問題があるというふうに認識もしておりませんので。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○7番（益川教智君） この湖南メディカル・コンソーシアムの加入に当たっては、そもそもここに入ることによって、この市立病院、市の運営する病院について、その法人の意見を聞かなければならないという定めがあるということがそもそもの問題点でありました。福山病院長、そして当時の副市長、また事務部が説明を受けて、現在市立野洲病院にとって、この法人に加入することは必要ではないと判断された。にもかかわらず、市長が独断で入られたという疑いが出たから問題になったんです。

ですので、何が問題なのか分からないということではありますが、この市立病院がその法人の意見に従って運営されていくということは、その点についてはどうですか。

○市長（栢木 進君） おかしいですよ、議長。

○7番（益川教智君） 定款に定めがあるんです。

○市長（栢木 進君） 定款とかそんな問題ではない。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時33分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

益川議員。

○7番（益川教智君） 今ほど議長のほうからも市長のほうからも、事前通告がないということで、湖南メディカル・コンソーシアムに係る質問は答えられないということをおっしゃったので、その点については質問はこれ以上することは差し控えますが、少なくとも、この地域医療連携の名のもとに、野洲市民のためにならないような進め方だけはやめていただきたいとお願いして終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第3号、第14番、山崎敦志議員。

○14番（山崎敦志君） 第14番、新誠会、山崎敦志です。今回2つのテーマをお尋ねします。

まず、鳥獣対策、被害について、環境経済部長にお伺いします。

近年、異常気象により既存の有害生物、外来生物や、新たにヌートリアやオオバンなど、水生生物による農作物の被害は農業経営者にも影響するほか、就農者の生産意欲の低下にもつながっている。特に里山周辺ではイノシシによる被害が多発し、耕作放棄地につながる大きな要因になっています。

そこで、近年の被害状況、対策についてお伺いします。

1つ目、既存有害生物、外来生物による近年の被害状況をお伺いいたします。また、被害状況を把握された事象に対する対策実施状況について、併せてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、山崎敦志議員の鳥獣対策被害についてのご質問の1点目にお答えいたします。

まず、被害状況ですが、農業共済組合への被害報告に基づいて、その被害額と被害面積について、過去3年分をお答えいたします。令和元年度は額で170万8,000円、面積で3.05ヘクタール、令和2年度は額で62万2,000円、面積で0.80ヘクタール、令和3年度は額で79万6,000円、面積で0.84ヘクタールとなっています。被害の大半はイノシシによるものでございます。

被害対策としましては、捕獲用のおりを狩猟団体と連携し、効果的な場所に市内に配置しているという状況でございます。また、令和元年度から主にイノシシ捕獲用の中型おりを毎年度追加購入しまして、捕獲、駆除に努めているところでございます。

特に、イノシシによる被害対策につきましては、里山周辺の自治会からのご要望を受けまして、侵入防止柵や柵に取り付ける目隠しシートを配布し、各地域で被害防止対策に取り組んでいただいているところでございます。

このほか、アライグマなどによる家庭菜園への被害対策としましては、小型おりを設置することで対応していますし、オオバンやカラスなどの鳥類につきましては、狩猟団体に委託しまして駆除しているところでございます。

しかし、様々な対策を講じるものの、野生の鳥獣による被害を完全に防ぐことは極めて難しいのが現状でございます。市外の先進的に取り組まれている地域によりますと、里山の環境がよくなれば獣の侵入は食い止められる。そのためには、皆が自ら地域を守るという強い意識を持つことが大事だと言われております。

鳥獣対策は地道な活動でございますが、継続的に行うことが重要でございますので、市としましても情報を収集し、地域の皆さんや狩猟団体と連携し、今後も継続的に獣害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） イノシシ被害が一番多いということで、今ご報告いただいて、地元猟友会ないしは自治会の活動で柵、捕獲おりの設置等々予算を見ていただいて、鋭意

進めておられます。

そこで、自治会単位で、例にしますと三上周辺の三上山周辺でもイノシシ対策にとって、今、前回からの質問において、野洲市の猟友会の指導でおりの設置、そういうようなものを指導いただいたり、自治会が率先しておりを作ったり、柵を講じたり、目隠しシート、予算を取っていただいて、各自治会で順調にやっているんですけど、私がちょっと気になるのが、野洲中学のところ辺、今小篠原平開発されて、中学校からあの周り、ヤマノワキという集落、小篠原の一部の集落が数軒あそこにあるところに今度住宅はできますと。やはりイノシシが寄ってくるというのは、周辺集落の先ほど整備が必要で、生ごみとかそういうものがあると、やっぱりイノシシも寄ると。新しい住宅街なんでそこまでの心配はないと思うんですけど、あの辺の柵の対策とか、おりの対策状況が分かればお教えいただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、再質問にお答えいたします。

今ご指摘の野洲中学校の近くの住宅開発が進んでおりますけれども、私自身もおりの設置、少し見に回っております。全部ではございませんけれども、その中で、ご指摘のエリアにつきましては、既に過去から地元の方によりましてイノシシの侵入防止柵を設置していただいているのですが、これに加えまして、新たに開発エリアと隣接する周辺といえますか、山と接するようなところに、新たに侵入防止の柵を設置したところでございます。この周辺では、既にお家もたくさん建ってきましたけれども、現状ではイノシシなどによる被害などは報告はございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 現地確認していただいて、山里がイノシシが棲み合わさらないような対策を今後も続けていただきたいなと思います。

2つ目、申し訳ない、豚コレラという名称でちょっと文書を作ってしまいました。豚コレラに対する予防対策、私の勘違いかどうか、2020年ぐらいに野洲市域も豚コレラワクチン配備されたように記憶しておるんですが、発生状況とかワクチンの散布地域が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

まず、豚コレラでございますけれども、この名称が家畜伝染病予防法が令和2年度に改正されまして、現在豚熱という名称に変わっておりますので、豚熱としてお答えさせていただきます。

まず、発生状況ですが、市内では令和2年11月に北櫻地先で1件、令和4年1月に大篠原地先で1件、それぞれ捕獲しましたイノシシから豚熱の感染が確認されています。

感染拡大防止の対策としましてはワクチン散布があるわけですが、これは国が定める豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針に基づいて、滋賀県が実施いたします。滋賀県では、令和元年度から野生イノシシへの豚熱経口ワクチンの野外散布を実施されておりますが、これまで野洲市にワクチンが配備されたことはございません。また、豚熱経口ワクチンの散布地域は、豚熱の陽性が確認されている地域及びその周辺地域が対象になりまして、特に養豚農場の位置などの条件を踏まえて散布地域が設定されています。

なお、野洲市への散布実績はこれまでないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 今養豚場の場所ということを回答の中にありましたけれど、市内に養豚場とかありましたか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 養豚場の場所についてのご質問にお答えします。

市内の養豚場は今ございません。過去を振り返りますと、昭和60年代に市内で養豚業を営んでおられた方がいらっしゃったという情報がありますが、以降市内での養豚業はないということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 現状を十分把握していただいて、報告ありがとうございます。

3つ目、今年8月に入り、市内においてサルの出没報告を聞いています。地域自治会でのサルの出没に対する注意の呼びかけが行われている。一部のこども園の園庭にも出没している。担当部として注意喚起、対策についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

まず、野生ザルの出没状況を申しますと、今年度は7月に2回、8月に25回、9月に

も目撃情報が環境課に寄せられております。

この野生ザルは、基本的に群れをなして生活するわけですが、中には成長しますと群れを放れ、単独行動を取る個体があります。市内に出没しているサルは、群れを放れたサル、いわゆるはなれザルだと思われれます。

このはなれザルの出没は不定期なのですが、主に繁殖期ではない4月から9月を中心に出没する傾向があります。繁殖期になりますと群れに戻る習性がありますので、一時的に群れを放れると言われております。

現時点では、このサルによる人身被害や農業被害の報告は受けておりませんが、市としましては被害を未然に防ぐため、サルが目撃情報が寄せられた場合、あらかじめ作成した連絡網に従いまして、関係自治会、警察、学校、こども園などと情報の共有を図っているところでございます。

次に、注意喚起、対策でございますが、そもそも野生のサルを捕獲するのは困難ですから、市としましては、サルと遭遇したときの対応について情報提供をしているところでございます。

いくつか申し上げますと、1つは不用意に近づいたり、威嚇しないこと。それから目を合わせないこと。また餌を与えないこと。戸締まりを行うこと。サルによっては戸を開けて入ってくるというケースもあるらしいので、戸締まりも重要だということでございます。

こういったことなど身を守る行動について、市のホームページやメール配信サービスを利用して皆さんにお知らせするほか、必要に応じて、職員によるパトロールも行っているところでございます。今後も注意喚起を継続しつつ、必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 今報告ありましたように、はなれザルと。サルは習性として、群がって行動する。仕事上甲賀のほうへ行ったときには、もう畑のところ辺に群がって道路を渡ったりとか、畑を荒らしたりしているのをよく見ます。

こういうはなれザルが出てくるというので、野洲市でこれだけ8月がかなり多い、25回ということですけど、近隣市町、山がないところもあるんですけど、何か情報があればお教えいただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 近隣市町の状況、情報ですけれども、先日ちょっと環境課を通じまして確認しました。その結果ですが、サルを目撃情報がありますのが草津市、それから栗東市、湖南市、それから9月に入りまして竜王町も目撃されているところがございます。守山市と隣接する近江八幡市ではその情報はないということでございまして、それぞれ人的な被害とかはないということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 山のある市町だけじゃないところにも、一部市町の山側に出ているのかもわかりませんが、野洲市内でも出沒の中には、三上山、大篠原その近辺から、逆に吉川とか下手のほうまで、やっぱり食料を探しながらだと思っんですけど、やはり山里だけ、里山の周辺だけじゃなくて、やっぱり市内いろいろなところまで出沒しているという報告がありますので、やはりしっかりとした啓発とパトロールを継続していただきたいなと思います。

1点目これで終わりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員。

○14番（山崎敦志君） それでは、2問目の質問に入ります。官有地無断占有に対する提訴について、都市建設部長にお伺いいたします。

国有財産特別措置法に基づき、平成17年3月31日に野洲市が国より道路として財産譲与を受けた砂川廃川敷内において、以前から使用されている建物が現存し、野洲市の土地を無断占有しており、物件所有者に対して、建物収去及び土地の明渡しを求めて、令和3年第3回定例会、議第88号で提訴について決議されました。官有地の無断占有している被告らに対して、建物を収去した上で、土地の明渡し等を求める提訴をされました。その後の状況についてお伺いいたします。個人入居者の住居についてどのような形になっているか、お教えいただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 山崎敦志議員の官有地無断占有に対する提訴についての

1 点目のご質問にお答えをいたします。

ご質問の提訴につきましては、令和3年11月1日付で大津地方裁判所に対しまして提起いたしまして、その内容は、訴訟1といたしまして、物件を所有する法人に対して建物収去、土地明渡し等を請求する事件、訴訟2といたしまして、物件の共有状態である2人に対しまして、建物収去、土地明渡し等を請求する事件でございます。

このうち、訴訟1につきましては、収去を求める建物に居住している個人が1人おりまして、この方に対しましても、当該建物からの退去及び土地の明渡しを請求しております。本日現在、退去された事実が確認できておりませんので、引き続き係争中でございます。

また、訴訟2につきましては、収去を求める建物に4世帯の方々が居住をされておりましたが、全員の方が自主的に退去されましたので、その訴訟を取り下げております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 社宅的に利用された入居者、家賃払っておられるかどうか分かりませんが、4名は自主的に退去された。だから、後はその建物の持ち主等が今後どのように進めていくかということが提訴の中でもめてくると思います。

今その建物を持っている人との今後の見通しとして、いつ頃までにもう2名の方の退去ができるのか、見通しがあるならばお教えいただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問にお答えをいたします。

お答えしましたとおり、訴訟2につきましては、居住されておりました全ての方に退去いただきました。ただ、訴訟1のほうにはまだお住まいであるというような状況でございます。

この見通しということでございますけれども、現在まだ係争中ということで、退去されるというふうな情報も得てはおりませんので、現時点では分かりかねるという状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 仮住まいとして住まれていた方はすぐ出られたけど、やっぱり持ち主等もあると思います。

そうすると、もう一つ、5物件の対象である事業を行われている倉庫みたいな形で使われている事業所の撤退、それについては訴訟1に係る部分だと思うんですけど、それにつ

いては同じ状況ですか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 訴訟1のほうでございますけれども、現状は相手方も争う姿勢を示しておられるというふうに聞いておりますので、しばらく時間がかかるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 2人の1の訴訟が今提訴中ということで、明確な答えは当然出せないと思えますけれども、やはり8号線バイパス供用に対して、この道をどうしても開発したいという地元の意見もあるでしょうし、市の道路整備の計画もあると思うんですけれども、やはり私どもはできる限りそれに間に合うようなあれを進めてもらいたいと思うんですけれども、提訴の向こうの不服申立て等があるとは思いますが、その辺、最終的にはそのバイパス計画に間に合うような形での道路整備を計画しておられると思うんです。今年度の予算についても、やっぱり道路を造るための予算、設計計画がなされているので、そういうのも見込んで出されていると思うので、いつ頃を最終的には明渡し、ないしは向こうの条件による和解とか、そういうのは決められないと思うんですけど、方向的には、時期的にはいつ頃をめどを最終的にやられるのか、延々と提訴のあれを、結果を待つのか、市としてまちづくり整備、道路整備に関わる事業ですので、ある程度のめどが必要と思うんですけど、その辺が考えておられるならばお教えいただきたいなと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 道路整備するに当たりましては、大体設計、それから工事というところで、2年程度は時間を見る必要があるのかなというふうには考えておりますが、既に国道8号バイパスが令和7年秋というふうに国のほうではお示しをいただいておりますので、そこから逆算ということになるんですけれども、ただ、現在の係争中の案件につきましては当然相手方がいるわけで、向こうの主張というのもございますし、どのタイミングで、例えば和解協議ということが途中であるかもわかりませんが、それにつきましても、市のほうで飲める条件になるかどうかということもございますので、しっかりとそういうところを見定めながら、道路整備につきましては適切なタイミングで、また予算措置のほうをお願いさせていただきたいというふうに考えておりますので、しばらくは裁判の行方をしっかりと見定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 提訴されている以上、市としてその判断を待つということで、損得だけで財産の判断できないですけど、やはり市の道路整備とか地域住民の要望とか含めて、それに向かっていただきたい。必ずしもこちらから頭下げるようなことのないようなために提訴しておりますので、裁判所のあれをうまく、指示に従って、今後も進めてもらいたい。

それで、もう一点、3つ目で、近隣の今提訴になっている外、手前の国道側の近隣地で転売されたのか借地なのか分かりませんが、新事業が行われています。その辺の今回の市が見込んでいる境界とか、そういうものが相手方と確認が取れているのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目のご質問でございます。

当該地区につきましては、平成27年度から平成30年度にかけて地籍調査事業というのを実施しております。

この中で、ご質問いただきました境界につきましては、土地の所有者同士が自身の土地と隣接する土地との境界を確認する立会いを行っておられまして、土地と土地との境界は確定しているという状況でございます。

なお、当該情報につきましては、市において地籍調査事業の成果として所有をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 多分、今の現状、近隣、私の近くですので見には行っているんですけど、以前の営業をやられたときは何も境界が分かる分からない、道も全て駐車場というような形で使われていました。

今回の事業者においては、境界線なのか、その内側なのか分からんけども、フェンスが立てられています。出入口も片側のほうに集約されています。ただし、今の現状でいきますと、営業をやりながら、その境界よりも今の砂川廃川跡地側にといいか、もう一つの事業所がある前が駐車場みたいな形に残っていますので、そこら辺にも車がまだ置かれている、ないしはその境界ぎりぎりのところに車がざっと並んでいるというのが昨日も現

状を見ていますけれど、やはり新規事業者においても、この場所はこういう目的というのは理解していただいているのかどうか、その辺お聞かせ願えますか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度の質問でございますが、現在係争中でございますので、土地所有者の方が変わられたというふうなことは聞いておりませんから、そこは理解をなさっておられるというふうに考えております。

今回、先ほどおっしゃっていただきましたように、補正予算のほうで設計委託料を上げさせていただいておりますのは、現状で道路を整備するに当たりまして、きちっと幅員が確保できるかどうかということを確認することと、今後の裁判の中でもこういった資料が必要になってくる可能性がございますので、そのためにも今回設計をさせていただくべく予算の計上をお願いさせていただいたというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○14番（山崎敦志君） 多分あの地域にとっては長年の課題であって、昔は町営住宅、廃川跡地から、あと山側のほうには町営住宅という形で、8号線で分断されているような土地で、その自治会にとっては飛び地のような管理で、あまり深く関わらない、地域の方が関わらないようなところだったので今まで放置されたと思います。

今回のバイパス整備にのっとなって、その地域の要望も含めて、しっかりとした道路整備、まだあの辺には地権者で、林の状態ではほっておかれるところもありますので、その人たちの地元説明もスムーズに進むように、開発の時点では地元との協調をお願いしたいというように思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第4号、第6番、津村俊二議員。

○6番（津村俊二君） 第6番、津村俊二でございます。今回は4項目にわたって早速質問させていただきます。

まず最初に、今日も台風が近づいておりますけども、なかなか解決策は難しいと思うんですけども、しっかりまた質問をして取り組んでいきたいと思います。

この防災行動計画タイムラインについてでございます。

災害から命を守るための貴重な備えがタイムラインであります。防災行動計画の活用であります。この普及を目指して、本年5月10日に全国34市区町村の首長らが参加する

国民会議も設立されました。

タイムラインは、豪雨や台風といった災害を想定し、行政や住民らが命を守るために取るべき防災行動を、いつ、誰が、何をという視点で時間軸に整理したものであります。いざというときの行動や役割を事前に決めておくことで、迷わずに動けるようにするものであります。

2014年に自治体で初めてタイムラインを導入した三重県の紀宝町は、同年の台風18号、10月6日上陸で試行運用を行った結果、従来よりも各課の動き出しが早まり、住民への早期避難の呼びかけがスムーズに行えたというものであります。

主な動きは以下のとおりであります。10月2日午前9時、4日後に台風最接近の予測を受け、タイムライン始動、3日午前11時熊野川堤防の対応を国と協議し地元消防団に伝達、同日3日午後5時、避難行動要支援者への対応を福祉課などで協議、4日午後1時、自主防災会や民生委員に対し避難所開設や早期避難の呼びかけを依頼、5日午前11時、住民が自主避難を開始、紀宝町はこの試行運用以来、台風や前線の動きに合わせてタイムラインを計36回活用してきました。運用を繰り返す中で、住民の意識が変わり、大規模な地滑りが発生した20年10月の台風14号の際には、早期避難によって人的被害をゼロに抑えるなど、大きな効果を発揮しております。

同町防災対策室の担当者は、毎回皆で対応を振り返り、改善を重ねてきたタイムラインに完成はないと話しております。

そこで1点目、本市におけるこのタイムラインの取り組みについて伺います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

防災行動計画タイムラインとは、災害時等において、その対応のため、いつ、誰がどう行動するかについて、分かりやすく示した計画と考えております。

野洲市におきましては、野洲市地域防災計画風水害編に設けてある動員体制及び配置基準に基づき、気象状況に応じた配備体制を構築するとともに、彦根地方气象台や県の関係機関から発表される土砂災害警戒情報等を収集しながら、必要に応じて避難所の設置や市民への避難指示、または周知、消防団への要請等を行うことにより、適切に対応しております。これが市としての風水害防災におけるタイムラインであると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 単位って、例えば自治会であったりとか、市のほうはこの情報提供をしていただいて、またヤフーニュースであったりとか、LINEでの通知であったりとかしていただいていると思うんですけども、いつ、誰が、何をという視点から見ると、非常に細かく、きめ細かな計画というか、例えば私の地元の自治会でありますと、大体年に2回県下一斉清掃のときにこの防災についての訓練を行うようにしております。

そのときに、高齢者であったり、寝たきりの方もいらっしゃるかもわからないです。車椅子の方も自治会内にはいらっしゃいます。そのときに、誰が、例えば災害が起きたときに、この避難所まで誰が、いつというこの判断を、例えばリアカーが要るとか、何か自治会の会館にはリアカーが置いてあったりとか、寝ている方の状態というんですか、立てない、立位ができない方がいらっしゃいますので、その方を運ぶマットというんですか、手作りできますよね、防災のときに作ったりしますけども、そういうときに、やっぱりそこまで自治会として、まずちょっと再質問したいんですけども、自治会としてそういうことを組み入れてこういうタイムラインが活かされているかどうかというのを、もし分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、津村議員の再質問にお答えさせていただきます。

自治会の皆様方につきましては、毎年2回程度研修会、自主防災組織とリーダー研修会で、いろんな防災の知識、地震もあれば風水害もありますので、それをお話しさせていただいているところでございます。

それで、あとは各自治会さんでいろんな工夫をされていると思います。自治会さんでは、後の質問で答えにもあるかもしれませんが、自主的にその自治会さんで計画を組んでおられる自治会もあり、それを地域防災計画にも今回位置づけというか、取り入れたり等はさせていただいています。

今後そういう防災計画につきましては、自治会とか単位で、学区でも結構なんですけれども、組まれるような形で啓発等をしていきたいと思っておりますし、また、自治会で研修されているところもあります。そこにもちょっと、うちのほうも要請、要望があれば行って、かませていただきたいという思いは持っております。個別の自治会さんに強制的にやっってくださいというのなかなか難しいところもありますし、あと災害対応というのは非常に難

しいところがありまして、細かいところまで決めても、想定どおりの災害が来るかどうか分からないんですよ。むしろ大まかなところだけ決めておいて、あとは臨機応変、柔軟性を保って臨機応変にやっていくほうが、かえって細かいことをきっちり決めてしまうと、想定外の災害が起きたときに対応できなくなりますので、そのあたりも含めて考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。想定外のことは当然起こり得ることですので、今年からうちの地元自治会でも小学生、中学生が参画するようになりまして、非常にいい取り組みだなと、例えば消火器の使用方法であったりとかを消防署の方から教を請うて、そういう姿を見るにつけ、やっぱり防災への意識というのが芽生えてきますので、間違いなくいい取り組みだなというふうに思っております。

今、細かに決め過ぎるということはあんまりよくないみたいな、ちょっと部長の答弁をお聞きしたんですけども、ただ、決めておいてもそのとおりに動かない場合があります。あくまでもこれはいつ、誰が、例えばお仕事されているときは当然、その人が決めていても行けない場合が出てきますので、ただ決めておくか決めておかないかでやっぱりその行動というのが左右されますので、私はもうどこまでも、もちろん想定外のこともありますけど、決めておけば、ある程度のルーティンワークというか、動きが、動きやすいというか、一人ひとりの意識も出てくるのではないかというふうに思いますので、がちがちにきめ細かく決める必要はないんですけども、いつ、誰が、何をするということは大まかに決めておいて、もちろんその人が行けない場合はでは次はこの人だと、代理じゃないけども、このうち、例えば自治会には組であったり、班がありますから、その方々の中で決めていただくとかいう形で、タイムラインもやっぱり具体的に仕上げていくというか、それは当然毎年やっぱりこれは内容というのは変わってくると思うんですよ。当然やっぱり高齢になって動けなくなる場合も出てきますでしょうし、ですから、毎年やっぱりそのことをこの紀宝町でももう30数回やって、それでもまだまだ課題が見えてくるような状態ですから、防災についてはやり過ぎるということはありませんので、100回やっても101回目に、100回何もなくても101回目にそういう遭遇したということもあり得るわけですから、ですから防災については本当にどこまでもやっぱり意識を高めていく必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次ですけれども、閣議決定した政府の経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針には、公明党の提案で地方自治体によるタイムライン防災の充実強化を図ると明記されました。

公明党は、タイムラインを活用した防災対策を早くから推進してまいりました。14年4月には、当時の太田昭宏国土交通大臣のリードで、同省として全国の国が管理する河川でタイムラインの策定を進める方針が決定しました。これに呼応して、公明党は政府への提言などで、国が主導して自治体の策定を促すための取り組み強化を主張してまいりました。その結果、これまでに国が管理する全国109水系の730市区町村で、避難に着目した水害タイムラインの策定が完了しております。

タイムラインの取り組みが国内で始まって約8年、今では全国の自治体や地域、家族など様々な単位で運用されております。台風や豪雨から人的被災を防いだ事例もあります。タイムラインを作り、きちんと使えば、確実に命を守ることができる。

そこで、地域や家族単位でのタイムラインの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

地域における取り組みは、令和3年度に作成した地区防災計画の作成の手引きにタイムラインについての内容が含まれます。

本市の計画策定状況は、令和3年度に大篠原自治会が地区防災計画を策定されたことから、当該計画につきまして市の地域防災計画にも県内で初めて組み込んだところでございます。他にもいくつかの自治会が防災に関して勉強会などを実施されていますが、市はこれに資料提供などをさせていただいております。

今後は、将来想定される自然災害に備え、地域における地区防災計画策定を推進したいと考えております。

また、家族における取り組みは、全戸配布している防災マップや自主防災組織等リーダー研修会にて、避難のタイミングなど災害の備えについて啓発していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

では次の質問に行きます。

5月に設立された国民会議は、タイムライン防災について全国の自治体の経験値や教訓

を共有する場になります。この国民会議に多くの自治体が連なり、タイムライン防災の輪がさらに広がるよう取り組んでいかなければならないと思います。

20年7月に甚大な豪雨被害に遭った熊本県球磨村では、このコミュニティタイムラインによって100人以上が早期に避難できました。

タイムラインは、つくるだけでなく、使い続ける癖をつけることが重要であります。そのためには、タイムラインに精通した防災士などの地域人材の育成も急がれます。

茨城県取手市は、このほど浸水想定区域に指定されている市内23地区を15班に分け、大体取手市は10万人以上の野洲市の約2倍ぐらいの都市であります、人口が。コミュニティタイムラインの自主防災組織のメンバーが地元関係者と作成し、避難時に要支援者をどう守るのかなど、住民同士の共助を促す観点から、風水害に備え、地域防災力の向上を目指しました。15班ごとに地域防災力強化、いつ、誰が何をするか、コミュニティタイムラインは、自治会や自主防災組織の単位で住民の防災行動を時系列で示すものであります。地域防災の要となる同組織や市政協力員らの役割や、避難のタイミング、要支援者を守るための具体的な行動をあらかじめ決めておくことで、発災時の迅速な行動、連携につなげていく住民同士だけでなく、市職員も議論の場に加わることで、顔の見える関係の構築を図りました。住民同士の情報共有や避難の呼びかけ、高齢者らの避難支援などで、いつ、誰が何をするかを規定しました。避難所に要支援者の枠を設けられないのか、高齢者の自宅を訪れ、避難を呼びかけよう、区の住民らは真剣に議論を交わしていたとあります。

そこで、3点目の質問でございます。要支援者、高齢者に対しての避難の対応について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

市民に対する避難情報といたしましては、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保があり、ご質問の要支援者や高齢者の方は、高齢者等避難の発令段階で避難いただくようお願いするところでございます。

避難情報は、防災行政無線や市のホームページ、NHKのデータ放送、野洲市防災アプリ、公用車による巡回周知、メールやLINEの配信サービスで発信しており、メールとLINEについては、配信を希望された方に情報を配信することになっております。

近年の大規模災害では、高齢者や障がいのある方など、避難に時間や支援等を要する要配慮者が犠牲となられるケースも多く、要配慮者への避難支援対策は、災害時において人

的被害をより少なくするための重要課題と認識しております。

災害時の避難に当たり、要支援者の避難支援を担う人を特定し、災害時に要支援者の避難支援活動が円滑に機能するよう、野洲市避難行動要支援者避難支援計画を平成24年に策定しました。この計画は、75歳以上の高齢者世帯に属する方や、要介護度1以上の認定者、障がいのある方を対象とし、地域における避難協力体制を構築し、その避難支援の役割分担を定めるため、避難支援個別計画書を定めるように規定しておりますが、避難支援個別計画の策定数は非常に少なく、計画の策定を進めることが現在の課題となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 今、述べていただきました平成24年に作成していただいた計画でありますけども、もう新たにというか、今後またそういう策定をするというか、計画とかはございませんか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 避難行動要支援の取り組みについては、健康福祉部のほうで所管しておりますので、私のほうでお答えをいたします。

平成24年に策定をしている計画ですけれども、国のほうでも災害対策基本法の改正によっていろんな見直しをされておりますし、県におかれましても、現在県下全域で誰ひとり取り残さない仕組みづくりということで推進をされております。そういった取り組み状況等を注視しながら、今後必要があれば見直し等を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。日々というか、毎年もちろん亡くなられている方もいらっしゃいますので、新たな情報というのは必要だと思いますので、今後また、私もいい案があれば提供して、一緒にまた進めていきたいというふうに思います。

何はともあれ、一人もそういう被害者を出さないという決意に立って取り組んでいかなければならないと思いますので、またご相談させていただいて進めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは次の項目の質問をさせていただきます。認知症の人との共生社会についてとい

うことであります。

3年後、2025年には高齢者の5人に1人、約730万人が認知症になると推計されております。その後も増え続ける見込みであります。

こうした中、認知症の人が尊厳を持ち、安心して暮らせる共生社会の構築が求められております。そのために必要な取り組みについて考えていかなければなりません。

栗田主一東京都健康長寿医療センター研究所副所長、世界最高水準の長寿国である日本において、認知症とともに老年期を生きることは今や特別なことではありません。超高齢社会と認知症の数が増えることはほぼ同一で、長生きできる人が増えれば、認知症もそれに比例して増えていくからだ。重要なのは、大半が85歳以上の高齢者であり、一人暮らしの割合が増えていくということだとあります。

実際、25年の段階では認知症高齢者の4人から5人に1人が一人暮らしとなる、男性が女性より平均寿命が短いため女性の一人暮らしが増えるだろうと。しかし、女性の数が圧倒的に多いが、伸び方は男性のほうが大きい。15年から40年の間では一人暮らしの認知症高齢者の女性は2倍増えるが、男性は3倍増加する。未婚の男性が増えていることが影響している。したがって、一人暮らしの認知症高齢者を支えていく社会をつくることが今後の大きなテーマになると言われております。

本来、人々は健康的な暮らしを送る権利を持っていますが、そのためのニーズが充足されていない状況。アンメットニーズのように置かれております。特に、認知機能の低下は社会的孤立と密接に関連しております。社会的孤立とは、他者との接触が制限されている状況であります。本質的な意味は、人との接触によって必要な社会的支援が利用できるようなネットワークがないことであります。それが身体的、精神的、社会的な生活課題を複雑化させ、地域生活の継続を阻む重要な要因となっております。例えば、賃貸物件の多い大都市では、認知症による金銭感覚能力の低下によって生じる家賃の滞納や、近隣トラブルが起りがちであります。その結果、地域社会からの排除につながる場合も少なからずあり、一人暮らしの認知症高齢者の多くは、最後まで自宅で過ごすことを希望しているが、支える仕組みがないため暮らせなくなっていることが起こり得ますとあります。

そこで伺います。65歳以上の一人暮らしの方は野洲市には何人おられるのかを伺います。併せて、その方々の中に認知症と思われる人数を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員の認知症の人との共生社会につ

いての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和2年の国勢調査によりますと、野洲市の65歳以上の一人暮らしの方は1,598人、イコール世帯でございますけれども、全世帯数の1万9,643世帯の8.1%になります。

併せて、ご質問のありました65歳以上の一人暮らしの方々のうち、認知症と思われる方の人数につきましては、全ての単身世帯の調査をしておりませんので不明でございますけれども、国の推計によりますと、65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症であるとされていますので、一人暮らし高齢者の中にも一定数の認知症の方がおられると推測されます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

先日、私も土日、祝日、また雨や雪の日以外は毎日地元の公園でラジオ体操をやっているんですけども、近くにごみステーション、ごみ置場があるんですけども、缶を捨てる日だったんですね。曜日で、缶々を捨てる日なのに、燃えるごみを高齢の方が持っていかれるんですよ。それで、頭をこうしてかしげはるんです。やっぱり、そこで当然今日は缶々の日ですよと言って、帰ってもらいます。また持ってこられるんですよ。また同じことを言うんです。今日は缶々の日ですよという同じことを言うんですけども、入らないんですよ、この新しいメッセージが。認知症の方には。じゃあ、今日は金曜日、何曜日ですかと言っても、それももう失礼な愚問ですわ、曜日は当然分からないわけですから。今度燃えるごみの日をお教えいたしますから、お声かけしますから待っていてくださいねと言って帰ってもらいました。やっとそれでもう来られることはなかったんですけども、そういう、私は認知症サポーターですので、サポーターとして当然やっぱりその方を守らなければならないという、そういう意識で対応しました。

そういう共生社会というのは、僕は自分の住んでいるまちで、やっぱそういう方々を守っていかなければならない、守るべき側の人間を増やしていく以外にないと思うんですけど、共生社会といっても。ですから、当然お一人暮らしです、その方はね。だから、私もいずれ一人暮らしになります。いつどうなるか当然分かりません。お世話になるというか、自分としては当然最後まで自力で頑張りたいと思うけども、こればかりはならないともなるとも、これは分かりません。なったとしても生きていける、そういう社会づくりという

のは絶対に必要だと思うんですよね。なることが決して悪いことではありませんので、病
気もそうですし、認知症でもそうですし、それ自体は、それイコール不幸ではありません
から、やっぱりなっても生きていけるという社会づくりを、まちづくりをしていくことが
大事だと思うんですよね。

ですから、これから7人に1人という、必ず野洲市にもいらっしゃいますので、そうい
う方々を救って、手を差し伸べられるようなそういうまちをつくれるように、またお願い
して、次の質問に移ります。

当事者の参画と人権の確保の観点から、社会環境を変えていくのが共生社会実現の基本
ではないかと思えます。ニーズに合ったサービスで地域社会とつながりを保たなければな
りませんが、本市の取り組みを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員の2点目のご質問にお答えをさ
せていただきます。

市では、認知症の方やそのご家族が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが
できるよう、認知症の理解を深め、地域全体で支援をすることを目的に、見守りネットワ
ーク事業をはじめ、認知症サポーター養成講座や講演会の開催、また認知症初期集中支援
事業や認知症カフェなども実施しております。

中でも、認知症カフェ「カフェおこしやす」では、認知症の人、介護する人、子育てす
る人など全ての市民を対象に、認知症の症状などがある人が地域社会とつながるための居
場所づくりとして、また介護者家族同士の交流や相談場所として、さらにはお互いを理解
し合う場所として、月1回、図書館のフリースペースにて住民ボランティアの人たちとと
もに開催しているところです。

また、身近な地域に知り合いや話をできる人や場があることが、日頃から孤立せず、認
知症になっても、普段の暮らしが継続できる地域社会をつくっていくということが重要で
すので、本市ではふれあいサロンやいきいき百歳体操、それから老人クラブ連合会のサー
クル活動の支援など、通いの場づくりの支援を強化しているところです。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。認知症カフェとか、本当に地域包括支援
センター中心にさせていただいて、本当に頭が下がります。

まだまだやっばたくさん広めていかなければならないというふうにも思いますし、私も自治会でサロンをさせていただいて、今コロナ禍の中なので、10名ぐらいまで、なかなか人数増やしていくのもちょっと抵抗があるので、でも来ていただいている方は、本当に少しずつではありますがありますけども、筋力アップというか、その健康維持につながっているなどののを約2年余りしてきたんですけども思っております。ですから、まだそういうことをやっぱり野洲市でも、各自治会でも広げていけられるように、閉じ籠もって、お家で一人暮らしの方がなかなか外へ出ないというのがありますので、やっぱりそういう社会へ飛び出していくというか、人と触れ合うということも大事なことです。広げていただけるように、また取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に行きます。

政府は、19年に認知症施策推進大綱を策定し、共生と予防を車の両輪にして施策を進めております。

共生とは、世界的な動向でもある認知症フレンドリー社会に一致するものだと。これは、認知症になっても特殊な環境に閉じ込めるのではなく、これまでと同じように、地域や社会とつながりを持って生きていける社会であります。

日本でも、こうした世界的な流れに沿った取り組みが進んでいるが、局地的なものであり、持続性も不明であります。この動きを社会全体で、あるいは文化として定着させていくことが重要だとあります。この認知症フレンドリーなアプローチを広げるための本市の取り組みについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすためには、地域や職域で認知症に関する正しい理解が進むことが非常に重要であるというふうに考えまして、認知症サポーター養成講座の開催を通じまして、これまで延べ5,478人のサポーターを養成させていただきました。

今後も、「～認知症みんなでささえたい♥やす～」、こちらをキャッチフレーズに、キャラバンメイトの方とともに認知症サポーターを少しでも多く養成し、地域や職域などで認知症に関する正しい理解が進むようにしていきたいというふうに考えております。

また、認知症になっても自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指しまして、毎

年9月の世界アルツハイマー月間では、商業施設や図書館などの公共施設での啓発を行っておりまして、幅広い年代の人を対象に認知症の理解を深める活動をいたしております。

さらに、今年度からは認知症啓発カラーのオレンジ色の花を市内各団体や市民とともに種から育て、認知症になっても暮らしやすいまちをみんなで作っていかうという思いを共有し、楽しみながら花を育てる活動のオレンジガーデニングプロジェクトを開始し、地域ぐるみの活動を展開し、地域共生社会への基盤づくりを進めております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

では次の質問に行きます。

認知症になっても安心して暮らせる社会をつくるために、高齢者の認知機能の特性に配慮したサービスが提供できる仕組みをつくっていくことが大切であります。個別の組織や機関だけでなく、社会全体を変化させるには、官民連携を含む領域横断的な協働が必要であります。

認知症基本法の制定に向けた動きがありますが、法整備の意義については、全国の自治体において認知症施策が進み、認知症施策において地域格差が大きな問題となっておりますが、その是正にもつながり、法律をきっかけに、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりが進めば、認知症への見方も偏見から理解へと変わるだろうと言われております。

今後は予防や医療、そして具体的な施策につなげていく意味でも、実態調査は極めて重要であります。現実世界の中では、認知症でない人も、軽度認知障害（MCI）の人も、認知症の人も、境目なく連続的に存在している。誰がMCIなのか、認知症なのか、関係なく暮らしている。認知症のリスクファクターは、がんや心疾患など、高齢者の非感染性疾患の危険因子とほとんど同じであります。認知症発症予防といった特化する形でなく、高齢者の非感染症疾患の予防全体を包含したような健康づくり事業にしていけないと思いません。本市の取り組みについての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

認知症の発症を遅らせることが示唆されているということに、運動不足の解消、それから糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、それから社会参加による社会的孤立の解消が

あります。これらのことは、認知症予防に特化したものではなくて、高齢者の介護予防と同様の項目となっております。

さきにも申しあげましたように、本市ではふれあいサロンやいきいき百歳体操、老人クラブ連合会のサークル活動への支援など、通いの場への支援を強化いたしております。

このような通いの場への参加は、先ほど議員もおっしゃいましたように、認知症の予防につながると同時に、認知症の早期発見の機会になる場合もありますので、より多くの高齢者の方に参加いただけるよう、今後も支援を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。サロンとか、例えばそういうサークルとか、家から一步出ていく方々は、私はさほどというか、社会的そういうつながりが持てているんですよね。出ていかれない、いけない、閉じ籠もっておられる方、そういう方々へのやっぱりアウトリーチというか、が必要になってくると思うんですよね。ですから、ここはまた、ご本人がやっぱり行きたくないであったりとか、よくデイサービスにお誘いしても、特にやっぱり男性の方はそんなところに行かなくてもええわみたいなことをおっしゃる方が結構いらっしゃいます。やっぱりそういう支援を受けられるところがあるにもかかわらず、やっぱりそういうことが、一步外へ出れない方がいらっしゃるので、そこらのやっぱり今後はどういようように対応していかなければならないかというのを、ちょっと取り組んでいかなければならないというふうに私自身も思っていますので、またご相談させていただきたいと思います。

こういうことをおっしゃっている大学の教授が、学長さんがおられます。立命館アジア太平洋大学の出口学長がこういうふうにおっしゃっています。健康の方法の1つとして、錆びない、鉄です、鉄のことを言っているんでしょうけど、これ人間に例えて、錆びないように体と頭を使うこと。特別なことは不要。動く、働くのもいいし、家事をしたり、人に会ったりするのもいいと述べておられます。まさに、私は使わないと麻痺というか、老化していくというか、頭も体も使うということが非常に大事ではないかというふうに思いますので、また、使っていただけるように、そういうまちづくりをしていきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

時間がありませんので、次の項目の質問に行きます。こどもみらい住宅支援事業について

てでございます。

こどもみらい住宅支援事業は、子育て支援及び2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助することにより、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図る事業であります。本市においても実施されていると思いますが、取り組み状況について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 津村議員の、こどもみらい住宅支援事業についての1点目のご質問にお答えをいたします。

こどもみらい住宅支援事業につきましては、議員ご指摘のとおり、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るため、国土交通省が実施されている事業でございます。国土交通省が令和4年8月24日にプレスリリースされました資料では、令和4年7月末現在で申請戸数は全国で新築、リフォームの合計で8万7,060戸。申請金額につきましては321億1,280万円となっております。

この事業につきましては、国に登録をされました建築業者や宅建業者が国に対して補助金の交付申請をされ、新築やリフォーム等をされる方は、これらの事業者から補助金の還元を受けられるものでございまして、市が窓口となる制度ではございませんので、市における市内での実績等は分かりかねるということでございます。

なお、国土交通省のほうでは、こどもみらい住宅支援事業事務局というのを設置されてまして、全国的にこれらの事務を取り組まれているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 時間の関係上、通告分を省略して進めさせていただきます。

この事業について、広報等の取り組みについて、ありましたらお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

本事業は、国が事業者に対して制度を周知し、事業者が営業活動の中で説明をされているものでございますので、市の広報やホームページ等への掲載は行ってはおりません。

なお、市民の方が窓口に来られた際には事業のパンフレットなどによりまして、概要を

説明しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ぜひともまた、そういう住宅を新築される方、また転入して、若い世帯の方が転入、来られる、そういう際に、ぜひ使っていただけるように、また市としても取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

今後の取り組みとして、また何かありましたらお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の今後の取り組みでございしますが、申し上げましたように市が直接窓口になる事業ではございませんので、市のほうでは第2次野洲市住生活基本計画に基づきまして、「住みごこちのよい 安心・快適なまち やす」を基本理念といたしまして住宅政策を進めているところでございます。既存木造住宅耐震化補助事業や、危険空家撤去補助事業などによります良好な住宅、住環境の整備、また市民のニーズに沿った市営住宅の整備などのほかに、議員がご質問いただきましたこどもみらい住宅支援事業などの住まいの情報の提供というところに努めているところでございまして、今後も基本計画の理念の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。できるだけ定住していただけるように、また今後もさらにお願ひしたいと思います。

では、最後の質問に移ります。男性トイレにサンタリーボックスの設置についてでございます。

サンタリーボックスは、女性の方であれば知っている方がほとんどだと思います。生理用品を破棄する目的で設置されていて、女性用トイレもしくはどなたでも使用できる多目的トイレに設置されているのが一般的で、汚物入れのことであります。女性トイレには当たり前のようにサンタリーボックスがありますが、一方、男性トイレにはないことが多いようです。男性の方であればあまり聞き慣れないと同時に、意識がないと気にも留めないと思いますが、現在男性用トイレでの設置が広まっております。本市として、男性トイレにサンタリーボックスの設置についての認識と、どのように捉えておられるのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） それでは、サニタリーボックスの設置に関する1点目のご質問にお答えをいたします。

男性トイレへのサニタリーボックスの設置につきましては、近年一定のニーズがあることから、自治体の中でも設置、あるいは設置の検討をされている事例があることは認識しておりますが、現在、本市として具体的に設置の検討をしている状況には至っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 私もこの質問を作成するに当たって、野洲駅、また守山、栗東、草津、近隣の、近江八幡駅だけが置いてありました。実際なんですか、パット、尿漏れパット、大体1回分で結構100cc、個人差はありますが、大体重たくなります。それを利用されている方というのは、当然置いてくれということはおっしゃらない、おっしゃいません。ですから、私は何というんですか、置いておくと利用される方がいらっしやると思います。

後の質問にもありますけども、ちょっともう文章省きますけども、かなりの方が、私の周りでも前立腺がんの手術をされた方がいらっしやって、やっぱり利用されている。尿漏れパッドを利用されているのがありますので、そういう患者に寄り添うという意味でも、例えば市役所の男性トイレに置くとか、またこのサニタリーボックス、衛生的な箱という意味ですから、直訳すれば。置くことについて考えはありませんか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） これは2点目のご質問ということで。ありがとうございます。

2点目のご質問にお答えをいたします。

現在、本市の各施設のほか、滋賀県庁及び近隣市役所においては、男性トイレにサニタリーボックスを設置している事例はないことは確認はしております。また、仮に市役所の男性トイレにサニタリーボックスを設置した際には、庁舎等の清掃委託料に影響することが想定をされます。しかしながら、議員ご指摘のように、男性トイレでのサニタリーボックスについては、様々な理由により必要とされる方が一定おられることから、近隣の設置動向等を踏まえながら、今後設置の要否について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○ 6 番（津村俊二君） 3 点目の質問に行きます。

市内の公共施設、また市民が多く集う総合体育館、図書館、各コミセン等の施設に設置の検討はできないのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 3 点目のご質問にお答えをいたします。

市内公共施設での設置につきましては、最終的には各施設管理者の判断にはなりますが、市として一定の統一した対応が望ましいとも考えており、本市の施設管理の方向性といたしましては、2 点目のご質問でも回答させていただきましたように、近隣の設置動向等を踏まえながら、今後設置の要否について併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○ 6 番（津村俊二君） 検討していただけるということで、1 人や 2 人であっても、私はその方々に寄り添うという意味で、なかなかやっぱり置いてくださいという、サニタリーボックスをつけてくださいというのはおっしゃってはこれませんので、ぜひともやっぱりその声なき声をお聞きいただけるということで、最後の質問、民間企業や商業施設と連携しながら設置へ向けて見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 4 点目のご質問にお答えをいたします。

ご提案の内容につきましては、その設置目的から医療施策、あるいは人権、子育て支援に係る事業になるかと考えます。

現時点において、民間企業や商業施設との連携による設置検討には至っておりませんが、今後これらの設置に係るニーズについて注視していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○ 6 番（津村俊二君） ありがとうございます。終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第 5 号、第 4 番、村田弘行議員。

○ 4 番（村田弘行君） 村田弘行です。よろしく申し上げます。

では、第 1 番、都市計画について質問いたします。

今年度から都市計画税が本市では導入されました。予定の増収は 3.5 億円と聞いております。具体的な使い道をお教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、村田議員の都市計画についての質問の1点目でございます。

令和4年度における都市計画税については、これまで都市計画法に基づき実施しました都市計画施設の建設事業等に対する起債の償還に充てる予定をしております。主なものとしては雨水幹線整備事業、あるいは下水道事業、そして都市計画道路の建設事業等でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 起債の償還ということは、使ってこられたお金、借金の返済ということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの再質でございますけれども、そのとおりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 新たに税金を、目的税でございますけれども、頂くに当たって、若干、今まで野洲市が説明されてきたものと違うような気がします、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの質問にお答えします。

都市計画税は目的税でございますので、都市計画法に基づく都市計画税を当て込む事業について整備をしますと、そのような説明も過去にしておると思います。

しかしながら、今まで野洲市が取り組んできた事業につきましては、都市計画税を頂いていなかったもので、一般財源をそこに投入してきたと。その部分について、まだ償還がある分については今都市計画税を頂いておりますので、その事業消化については都市計画税を使わせていただくと。

現在、都市計画税を頂いておりますので、今後新たに、先ほど例えばということで、現在償還しておる事業の他の路線とか場所等の事業につきましては、都市計画税の償還ではなく、その事業を実施するときの事業費に当て込んでいくという考えでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 2番になるんですけども、今までの一般財源からの振替ではない

のかと聞いているのがまさにそのとおりでございましたけれども、都市計画ですから、野洲の発展に関わる根本的な計画になります。ぜひとも前を向いた計画、後ろ向きのお金の使い方じゃなくて、わざわざ新しく、もらってなかったのもあるんですけども、使い道をきっちりとして市民の合意を得るべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいま2点目のご質問ということもおっしゃいましたので、そのことについてお答えしますけれども、都市計画税、本来課税をしていなかったものを課税するようになったと。課税するようになったので、都市計画施設を整備するものに、今まで先ほど言いました一般財源ですね、それを目的税であります都市計画税を今後そこに投入していく。村田議員おっしゃるように、前向きというのは、先ほど私お答えしましたように、今後そのような事業のときには借金返しではなく、その事業に直接充てると。ただ、今課税が今年度からでございますので、従前から本来都市計画税として投入していくその分を一般財源でしておったので、残っている借金、いわゆる起債についても、その分については都市計画税を投入させていただいていると、そういう意味合いでございます。

したがいまして、振替というものではなくて、あくまで目的税として頂いておりますので、その目的に応じてさせていただく。従前、一般財源として、その分を都市計画関係施設の整備に使っていたもの、その部分につきましては、今後その部分につきましては、都市計画税を導入させていただきますので、本来一般財源に行っていたものが都市計画税になりますので、都市計画税が押し出しという表現がいいかどうかは別といたしまして、福祉とか教育とか、そちらのほうにお金のほうを使わせていただくと、そういうような形で考えておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 市民の皆様から、新しく税金をその名目で取るというか、頂くということですので、広い意味合いにおいて、前向きなお金の使い方を今年度からやっていただきたかった。借金の返済ではなく。

次の質問に移ります。

私が言いたいのは、都市計画においては、まちづくり、それから店の問題、それから住宅の問題、いろいろなことが都市計画から始まっていきます。野洲市は農業に力を入れて

いた。あと大企業の誘致にも力を入れてきた。今では大企業がたくさん入っておられます。しかし、宅地開発をできる土地が少ない。12%と聞いております。近隣都市が25%ぐらいあると。半分以下、半分ぐらいと聞いております。青地、白地の問題もありますけれども、基本は都市計画で線引きをして、住宅の市街化調整区域と市街化区域と分けて、市街化区域を増やしていくことによって住宅地が増えていくわけでございます。

また、企業の独身寮や若い世代の住居を建てる場所はないということで、近隣都市に流れております。近隣都市で住民税を払うようなことになっております。守山、近江八幡、新規の住宅がたくさんできております。野洲市にも造って、そういう門戸を広げていきたいと思いますが、都市建設部長、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3問目につきましては、都市建設部のほうで答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

本市の都市計画区域に占める市街化区域の面積やその割合につきましては、議員ご指摘のとおり、近隣市と比べましても少ない状況でございます。定住施策に取り組むに当たっての課題であるというふうに考えております。

このことから、本市では市街化区域の拡大に取り組んでおりまして、令和3年3月に決定をされました滋賀県による区域区分の定期見直しにおきましては、野洲市域で約21.6ヘクタールを市街化区域に編入、そのうち約14.2ヘクタールが住居系の土地利用を目的とした区域となりました。今、議員12%というふうにおっしゃっていただきましたけれども、今回のこの編入によりまして、率につきましては13.2%になりました。それでも、まだまだ近隣市に比べますと低い状況ではございます。

そうしたことから、本市ではまだまだ住宅用地の確保等の要望に十分対応できていない状況であるというふうに認識をしております。

このため、引き続き昨年7月に改訂をいたしました本市の都市計画マスタープランでお示しをさせていただいておりますとおり、市街化区域の周辺部におきまして、定住施策として、計画的な市街化区域の拡大を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ありがとうございます。

13. 2%に増えた何がしヘクタールというのは、今もう線引きが終わって市街化区域になっている状態なのでしょうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 既に市街化区域に編入をされまして、土地利用につきましては、もう早いところでは住宅が建ち始めているというふうな状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 野洲市が出されました県に対する要望書の中では、まだ地元同意ができてないということで、市街化区域編入を今滋賀県に要請しているところだという文があったんですけども、その辺の関係はどうですか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ご指摘の土地につきましては、前回の定期見直しの際に、当初は編入区域として一緒に検討を進めておりましたけれども、地権者の方のご同意というのがちょっと十分そろっていなかったということもございまして、今回は一旦候補地から外したというふうな経緯がございます。

ただ、こちらにつきましては事業を進めております業者さんのほうで、引き続き地権者さんの同意を求められるよう活動されておられるというふうなことも伺っておりますので、ぜひとも次の見直しのタイミングでは市街化編入をしていきたいと、このように市のほうでは考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ぜひとも具体的にその話が進んでいくように、ご努力をお願いいたします。

また、4番に移りますけれども、市立野洲病院が郊外に移ることになりそうでございます。また、工業高等専門学校の誘致が野洲市に決まるかもわかりませんが、具体的に2つの大きなプロジェクトが2件あるとすると、その周りの土地を市街化区域にして、寮やいろんな店舗なり何なりお考えはありますか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃっていただきましたように、病院の整備ですとか県立工業高等専門学校の誘致

等、今後状況が変わっていく可能性を秘めてございます。

これらにつきましては、十分所管する課との連携もございますし、また事業につきましては公共事業ばかりではなく、当然のことながら民間のほうで活動いただく部分もございます。可能な限りそういうご提案等もいただきながら、市としては先ほど申し上げましたように、市街化区域を広げていきたいというふうに考えておりますので、そういった方向に結びついていくように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） デベロッパーから、開発業者のほうから見ますと、ここを開発したいから地権者の同意を市街化調整区域だけ集める。そして、市や県にお願いして市街化区域してもらおう、こういう順番はちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） さっき申し上げましたように、市がするということになりますと、公共事業ですとか、そういうことは当然市のほうが行うわけでございますけれども、おっしゃっていただきます例えば住宅地の開発等でございますと、当然のことながらまず第一に地権者のご意向というのがございますし、そこでやはり事業を行っていくその事業者の方というのがおいでになって、熟度の高い、皆さんの合意が取れた計画というのがございましたら、それをもって私どものほうが都市計画の必要な手続を行っていくということになりますので、計画段階で全て全て市が行うものではなくて、当然申し上げました民間の事業者さんの活動の中でそういうご計画をいただき、市のほうにご提案をいただくということもあります。それも含めて、市街化の手続を行っていくのはこれは行政のほうになりますので、私どものほうで県に対して必要な手続を行っていくということになります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） いわゆる市街化区域に線引きをするということは、大体県の審議会なり何なりの決議が必要になってきます。そのときには、必ずしも住民の地域の全ての方の地権者の同意が必要というわけでもございませんから、これからもぜひ行政主導で市街化区域を広げて行っていただきたい。まして、新しい誘致が決まったり、新しいものができるとなると、周りが手狭になってきますので、ぜひとも建設部においても野洲市の市

街化区域拡大に向けてご努力をいただきたいと思います。

次に、5番、野洲町と中主町が合併してもう10年になるかと思えますけれども、当初5万人から全然増えていません。都市計画、人口計画よく似ておりますが、これから土地を増やして行って人口を増やしていくという計画はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 村田議員の5点目の質問にお答えします。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口において減少が予想されている状況でございますが、少子化の影響を要因とする人口減少傾向が今後も続くことが否定できない状況でございます。その減少を緩やかになるよう、緩やかにするように、第2次野洲市総合計画において掲げた施策を通じで、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みたい、住み続けたいと思える環境づくりを進めており、総合計画においては、令和12年の目標人口4万9,000人を維持するとしています。

よって、村田議員ご提案、質問いただいております目標人口の7万人と標榜する計画につきましても、先ほど都市建設部長とのやり取りがございましたけれども、民間事業者の動向も大きく影響するいわゆる市街化区域の拡大と関係はしますけれども、現時点においては、非常に厳しいと考えます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 野洲市は、安ずると書いて「やす」とも読みますけれども、災害がありません。それから地の利もあります。いいところがございますので、ぜひとも地の利を活かして、交通の便も活かして、ぜひとも人口が増えていくように、行政の力でお願いしたいと思います。

では、次の質問に行きます。

道路整備について、皆さんタブレットをお持ちでしょうから、そこに映っているとは思いますが、これは野洲市永原、大字永原の中北のある里道というか、町の中の道ですけれども、ここには妓王寺というお寺がありまして、その記念事業として、アスファルトではなく、またインターロッキングの石の事業でもなく、アスファルト。何かピンク色の、オレンジ色の色のついた道を整備されたみたいですが、それが残っていて、非常に砂利と道との接触率が悪くて、じゃりじゃりした道になっております。自転車で通ると、ずっっとこけるような道です。また、見てもお分かりになるように、その全然違う、アスファ

ルトの違うところにまたアスファルトの補修剤を入れて補修をしていると。見た目にも悪いし、ずっとほったらかされている道なのかなと思いますけれども、ご見解はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の永原地区の生活道路整備について、お答えを申し上げます。

ご提示いただいております写真につきましては、中北、上町両自治会に近い市道中北江部線及び市道上町江部線の一部と認識しております。

写真を拝見し、状況を確認したところ、経年劣化に見られる割れ、下がり、破損が確認でき、簡易のアスファルト材料で補修された形跡も見られます。

当該路線に限らず、このような劣化をしている市道は市内各所で見受けられ、地元自治会から改善の要望を多数いただいているところでございます。

しかしながら、いわゆる生活道路と言われる市道については、国や県の補助金等の対象にならないことから、市の財源で補修しなければなりませんので、劣化の状況に追いついていない状況でございます。課題であることは認識していますので、補助金等がない中で限られた予算での対応となり、市内全域の修繕には時間を要しますが、順次対応していきたいと考えております。それまでの間は、引き続き担当課の道路パトロールによる点検や補修を継続していきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 写真にもあるように、今は中北のことを言いますが、上町のほうは排水路、側溝、それからマンホール、水道ふたとか、新しく作ったところの周りの転圧が悪いんでしょう。凸凹になっております。そして、側溝の横も転圧が悪いんでしょう、ひび割れができております。この道を進んでいくと、大字永原上町の自治会館があります。そこでは集まり事とか、集会事、集金事、そういうものが度々行われます。それで、お金を払いに行く、集会に行く、ベビーカーを押してお母様が歩く、それから乳母車なり歩行器でご老人が歩く。非常に歩きづらくなっております。その辺のご見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 本当に耳の痛い話でございます。その上町自治会館ではなく、上町第1会議所という呼び方でございますけれども、私どもの自治会地元でございます。私も

約10年ほど前にこの自治会の自治会長をしております、今この写真に写っている何か所か補修している場所も、私が自治会長のときに市のほうに要望して修繕をしていただいた箇所もあるなどというふうに見ております。本当に一日も早く市内全域、老朽化した道路を直していきたいというのはやまやまでございますが、財政面で、でき得る限り、ひどいところから順次修繕していきたいというふうに考えております。本当に上町のこの道路につきましては、昔からこういう状態でございます、本当に穴ぼこだらけで大変な状況でございますので、まずは補修をさせていただいて、しつこいようですけども、補修をさせていただいて、老朽化がひどいところから順次舗装の為直しということをしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） ざっくりと都市計画で使った一般財源を、都市計画で頂いたお金を借金返済に回すより、こういう都市計画になるのか地元の道になるのか、どういう予算の使い方になるのか分かりませんが、そういうところに生きたお金を使っていたきたい。新しく税金の明細を見て、都市計画が増えた、何に使っているんだといったら、借金の返済と。何なんだということになりかねませんので、ぜひとも執行部の方、お金の使い方はきれいに使っていたきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

上永原地区で滑落場所で何回か質問しておりますけれども、私も現場を見にいつてきましたら、確かに車を止めてはありません。ですが、まだあの橋、鉄板を敷いた橋みたいなものが、残置物というんですか、置いてありました。これは原状回復の申立てなり何なりをして、早く撤去してもらおうようにしたほうがいいんじゃないでしょうか、質問いたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 村田議員の上永原地区の滑落場所についてのご質問にお答えをいたします。

不法占用している当該鉄板につきましては、近隣事業所の所有物であることが明らかでございます。本市としましては、不法占用している鉄板の撤去及び鉄板上の駐車を取りやめについて、以前から口頭による指導を継続しているところでございまして、議員おっしゃっていただきましたように、8月24日現在で鉄板上の車がなくなっていることを確認しているところでございます。

ただし、鉄板につきましては撤去には至っておりませんので、鉄板を撤去し、水路を原状回復するよう、継続した指導を行っているところでございまして、鉄板上を利用できるよう……。これはちょっと今お話じゃなかったもので、そこにちょっと書いていただいたんですが、これを再度使用できるよう、利用できるように申請されているという、こういった事実はございませんので、申し添えておきます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 近隣の人に聞きますと、非常に横着な止め方をしたり、運転で、表から入るより裏の駐車場にひゅっと入れたほうが楽だということで、また、会社側も建物の裏の遊休地を鉄板を敷くことによって駐車場が増えるという利便性があったものから、そのようになったんだとは思いますが、ぜひとも違法的な物件を、こういう状況を改善していただく、早急をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、市のほうでは引き続き指導をしているところでございます。

事業所のほうにお伺いしますと、現在撤去に向けて社内で予算の措置をされているというふうにお聞きしておりますので、早急に撤去いただけるよう、またその時期が明らかになりましたら、また早急にご連絡いただくように指導しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○4番（村田弘行君） 地元自治会としましても、工場が来て、鉄板の上に車の出入り場が増えるなんていうことは、地元自治会としては聞いてないみたいですので、ぜひとも早急をお願いいたします。

これで、質問を終わります。以上です。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。再開を14時55分といたします。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6号、第8番、東郷克己議員。

○ 8 番（東郷克己君） 第 8 番、新誠会、東郷克己でございます。

早速ですが、一般質問を始めたいと思います。

本年 6 月 1 9 日、日曜日の産経新聞朝刊、この記事でございますが、少子化は政策で止まらぬ。出生数が過去最少との記事が掲載されました。その内容、記事の中身は、見出し以上に深刻で、私は大変大きな衝撃を受けました。

なお、この資料、これから読み上げるところ等はスライドの資料を準備してきたのですが、ちょっと接続の不具合がございまして、ネット等でご覧いただいている市民の方には大変申し訳ございませんが、口頭での説明とさせていただきます。

記事のポイントとなる指摘のみを列挙いたしますと、2021年の日本における日本人の出生数は前年比3.5%減の81万1,604人で、過去最少を更新しました。ちなみに、出生数が100万台の大台を切ったのは2016年、さらに90万を割ったのは2018年でございます。結婚と妊娠、出産は密接な関係がございまして、20年の婚姻件数は、コロナ前の19年と比べて12.3%の大幅下落でございます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、出生数が81万人台前半になるのは27年のことと推計をしておりましたが、6年も早い到達でございました。

日本で出生数が減少する最大要因は、出産期にある若い女性が減ることとしており、どれぐらいその出産期の女性が減るか、30歳女性を取上げ比較しております。総務省の人口推計、昨年21年10月1日現在では、30歳の日本人女性は57万9,000人、一方でゼロ歳の女性は39万7,000人であり、30年後の30歳の日本女性は31.4%も少なくなるという記事でありました。

少子化や人口減少は今や常識であり、周知の事実ではありますが、こうした数字を具体的に示した指摘は、ぼんやりした危機感を問題の核心を捉えた画像に昇華させて、浮かび上がらせました。

これを野洲市の課題として考えるため、記事に記載された各項目の野洲市の数値を調べますと、昨年の野洲市での出生数は368人でありました。ちなみに、5年前との比較で13.2%減っております。婚姻数は200件、これも5年前の比較で11.1%減っております。そして、30歳の女性の人口、昨年末の人口でございますが231人、そしてゼロ歳の女性は162人でありました。

参考に、231人、162人という数字がどれぐらい少ないかを比較するために、10歳ずつ違う40歳女性、そして10歳女性の人口を見てみますと、40歳女性は30歳女

性よりも100人多い334人、10歳女性はゼロ歳の女性よりも82人多い244人でした。

また、さらに参考ということで調べてみました。野洲市が発足した当時の状況はどうであったのか。出生数は548人ありました。婚姻数は277件、30歳女性は452人、ゼロ歳の女性は256人でありました。

また、高齢者数、65歳以上の方は8,052人、人口が4万9,531人、高齢化率にして16.2%でした。

昨年末現在では高齢者数は1万3,512人、人口は5万651人、高齢化率は10%上昇した26.7%でございました。

それでは、質問に移ります。

第2次野洲市総合計画、昨年ちょうど発刊された、策定されたこの計画の「はじめに」の部分の言葉で、栢木市長は、「今日、我が国を取り巻く状況は加速する人口減少、急激な高齢化」と、今申し上げた人口減少についての言及から始まり、「本市といたしましては、市の最上位計画である第2次野洲市総合計画に基づき、各種施策に取り組むことで、様々な課題を解決し、将来にわたっていきいきと暮らせる社会、笑顔あふれる市政の実現を皆様とともに追い求めてまいります」と結んでおられます。人口減少、特に企業を参考に取り上げた出生数や出産期女性人口の減少、そしてその結果としてあらわれている高齢化率の上昇という現実に対し、市長の認識を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東郷議員の「人口減少と今後の野洲市―輝く野洲市を維持するために―」の中で、1点目、人口減少の現実に対する認識について、お答えを申し上げます。

全国的な人口減少、少子高齢化は、本市においても同様であり、統計上も厳しい見込みで、活力ある地域社会を維持していくことが困難と推定され、大変危惧しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 極めて端的にお答えいただきまして、いつも端的に答えてくださいと申し上げるんですが、もうちょっと欲しかったところではございますが、厳しいご認識ということでございますので、次の質問に移ります。

昨年、令和3年に策定された野洲市総合計画では、先ほども少し言及があったかと思い

ますが、計画終了年である令和12年の目標人口を4万9,000人、その前提として、令和7年に合計特殊出生率を1.8、そして令和12年に同2.07を達成し、以降2.07を維持することを目指した野洲市人口ビジョンを維持するという言及がございます。そこで伺います。

現在の野洲市における合計特殊出生率は何%でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の2問目のご質問にお答えをいたします。

野洲市の最新の合計特殊出生率につきましては、令和2年の数値になりますけれども、全国の1.33に対しまして、野洲市では1.66というふうになっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 全国の数字と比べると、かなりという言葉を使ってもいいとは思いますが、しかし、一方で1.66という数字は、逆に人口維持に必要な数値が2.07というふうに考えますと、1.66というのはかなり低いというふうに言えるかと思いません。

再質問いたします。

総合計画や人口ビジョンに掲げる数値がどれくらい挑戦的なものなのか、確認をするためにこの質問をしております。

実は、前もって野洲市が生まれた、発足した平成16年からの合計特殊出生率の推移を執行部協力いただきまして調査をいたしました。平成16年が1.05でございました。平成26年から28年はやや増加傾向にあり、平成28年には野洲市の最大値1.07を記録しております。しかし、翌29年には1.47に急落をいたしております。最小値は平成17年の1.35でございます。

このように波はありますが、平均すると1.60でございます。また、1.7台を記録したのは、数値の出ている令和2年度までの17年間のうち僅か3年のみとなっております。

一方で、総合計画の記述を確認いたしますと、令和7年に1.8、令和12年に2.07を達成という目標は、平成28年策定の野洲市人口ビジョンで掲げられ、総合計画ではこれを維持すると踏襲した形になっております。

そこでお伺いをいたします。

28年以降の出生率の推移、そして出生率1.8達成に向けた取り組みは何かされたのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問ということで、平成28年以降の特殊出生率の推移につきまして私のほうでお答えをさせていただきます。

平成28年度、すみません、先ほど東郷議員のご発言の中で1.07というふうにお聞きをしたんですが、28年の野洲市の合計特殊出生率が1.79、29年については1.47、平成30年につきましては若干回復しておりまして1.72、令和元年が1.62、そして令和2年が先ほどお答えいたしましたように1.66となっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 東郷議員のご質問の、1.8に対する取り組みについてお答えのほうをさせていただきます。

直接的合計特殊出生率というよりも、子どもを産み育てやすいその環境づくりと、そのような観点で取り組んでいる事業といたしまして、子育て施策の充実ということ、具体的に申し上げますと、マル福の拡充とか、あるいは待機児童をなくす保育施設の整備、これは民間の導入も含めてでございます。そのほか学童保育所の施設整備等、その環境面に対しての整備のほうはやっているわけなんです、真意といたしますか、その一番聞きたいところのいわゆるピンスポットの事業につきましては、全国の自治体同様、本市としても非常に苦慮している状況でございまして、この事業をやって、即それが特効薬のごとく合計特殊出生率に影響、向上を目指す事業というのはしているという状況には、それをしているという状況では現在はありません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 達成に向けた取り組み、今言及していただきましたような直接出生率を上昇させることを目指したような取り組みが難しく、環境に向けた取り組みというのは現実的には理解をいたします。承知しております。

これは、もう国のほうではかなり以前から、最初エンゼルプランとかというようなことに始まって、かなり長期間やってまいりましたが、先ほど読み上げた、ポイントを読み上

げた記事にも出ておりますように、一向に効果を実際問題上がらなかったというのが現実かと思えます。だからこそ、我々は現実を直視すべきだと思っております。

かくいう私も、さきに紹介したこの記事を読む前は、漠然と人口減少という4文字を、問題を捉えておまして、身に迫る危機という認識があまりありませんでした。

もう一つ、野洲市の状況も厳しいですけれども、全国の状況は、先ほど数値で比べて分かりますように、もっと厳しいというのが現実です。

先ほどの達成に向けた取り組み云々でもありますように、この問題に関しての有効な処方箋というのは現実的に存在しないと思っております。性急な答えを求める、結果を求めるというのではなく、まずは現実を直視することが必要なと思っております。紹介したような数字、出産期にある女性の方がどんどん減っていく。今の親の世代から次の世代に行くまでに、がたっと減る。また、がたっと減る。もうこれを何十年と繰り返してきているわけでありまして、誰かが、有能な人が何とかしてくれるのではなく、現実的にはもう多くの国民がこうした問題を理解し、何かしらの雰囲気が変わらないと難しいのかなと思えます。

そういう意味で、主権者たる市民の皆さんにこうした現実をお伝えして、あるいはこうした厳しい現実もお伝えしていくことが大変重要かと思えます。

益川議員の答弁のところで、副市長も情報発信の重要性ということについて言及されたところでございますが、こうした厳しい現実ということを主権者たる市民の皆さんにお伝えしていくことについての見解を求めます。ちょっとどなたか担当の方、お願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの東郷議員の、厳しい現実を市民の方々にお知らせするという質問にお答えします。

東郷議員おっしゃるように、このような厳しい現状というのは市民の皆さんにお知らせするというのは非常に大切なことと思えます。今ただいま本会議の中でこのような質問をいただいて、やり取りさせていただいているこれがインターネットで市民も見られていると、こういうことも1つの知っていただく手段かなということも思っております。

今後、前向きとか人口が増えるという、そういう1つの方向性を持った考え方も1つですし、また、今ご指摘いただくような人口が伸びない状況の中で、まちづくりをどのようにやっていくかというのを片方ずつではなく、両にらみをするような形で市の方向性、あ

るいは施策の展開のときにそのようなことを考えながら取り組んでいきたいと、その取り組んでいくそのことをまた予算なりいろいろなところについては市民の方、あるいは議会のほうにそのことを踏まえて説明をしていく必要があると、そのように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 冒頭に紹介しました記事では、子育て政策で何とかなる段階は既に終わったと思切った指摘をしております、出生数や合計特殊出生率を上向かせることは容易ではないことを認め、覚悟せざるを得ない。出生数が減少し続ける以上、政策は2つに分け、同時進行で行う必要があると踏み込んでおります。出生数の減少を少しでも緩やかにする施策と、出生数が減り続けることを前提として、これにより起きる社会への対策、真の少子化対策を取る施策の2つを提案しております。

1つ目の施策では、これまでの子育て支援策に加え、近年は結婚支援策や不妊治療へのサポートなどにも力を入れていると言及をしております。

そこで、お伺いをいたします。

野洲市で結婚していただき、新生活を出発してもらうことは、市にとっても、地域社会にとっても非常に望ましいことであると認識をいたします。市では、結婚支援や新生活支援というような施策は実施しているか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 東郷議員の3問目の質問にお答えします。

本市では、結婚支援及び新生活支援に係る具体的な事業は実施しておりません。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） この具体的な結婚支援等、あるいは新生活支援、当然ながらいろいろ賛否があったり、メリット、デメリットがあったりすることは理解をしておりますが、何かそうしたことをフォローするような施策、金銭的、経済的支援というよりは、そういうふうな仕組みはあってもいいのかなあと考えております。

4問目、質問いたします。

結婚や子育てに関する感情は、成長段階、つまり幼少期から思春期といった多感な時期の経験によるところが大きいのではと推察をしております。核家族化が進んだ現代では、かつて日本で当たり前であった祖父母との日常的な接触や、幼い頃にはより幼い乳児と触

れ合う経験といったことがほとんどないケースも多いと聞きます。出生数、人口減少といった社会の問題とは別に、個人の経験としても成長期のこうした経験は大切ではないかと考えております。教育というよりは、体験、経験を提供し、子どもたちの豊かな感性を育むような取り組みはあるか、教育長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員の4問目、高齢者や乳幼児とのふれあい体験についてお答えをいたします。

現在、中学校3年生の家庭科で、幼児との関わり方について学ぶ授業がございます。その一環で、コロナ禍前までは、クラスごとに近隣の園訪問を実施して、幼児とのふれあい体験を行っている学校もございました。また、中学校2年生は、学校による実施時期の違いはありますが、全ての2年生が5日間の職場体験学習を行っています。行き先は生徒の希望制で、こども園や幼稚園、保育園、あるいは助産院を選んだ生徒は乳幼児とのふれあい体験を行っています。一方、高齢者の福祉施設に行く生徒は、介護や交流を通じて貴重な体験をしております。さらに、最近では夏休みなどに有志の中学生が、これは複数の中学校でやっているんですけども、近隣の園所に出向いて絵本の読み聞かせなどを行っています。小学校では、市内全校で1年生の昔遊び体験の取り組みも行ってしております。その際、地域の老人会などをお願いして、ゲストティーチャーとして多くの地域の高齢者の方々に学校に来ていただき、メンコやおはじき、ビー玉などの昔の子どもたちの遊びを教えてもらう、それを通じてふれあいというふうな機会を設けております。ただ、ここ3年近くのコロナ禍で、こうしたふれあい体験は多くが中止、縮小されています。

基本的には、議員がお話しされたように、私もそういうふれあい体験、非常に重要だというふうに考えております。今後も小中学校では限られた時間ではありますが、高齢者や乳幼児とのふれあいを通じて、児童生徒の豊かな感性を育てていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 今ご紹介いただいた中、いくつかは見学に行かせていただいたような記憶もございます。どれもいい取り組みと思いますので、コロナ禍で残念ということではありますが、やはりどうしたらできるのか、どういう形だったらできるのかということも今後、収まるのが一番いいんですが、研究していただけたらと思います。

次に、5問目の質問に移ります。

不妊治療への支援について伺います。

出生数減少が大きな問題となる中で、妊娠、出産を望みながら妊娠に至らない、不妊に悩み、治療を受けられる方も大勢いらっしゃいます。

不妊治療は、女性の命を育む周期に合わせて治療を進めるため、非常に長期に及ぶこと、また、多くの場合、不妊を除けば健康であるため、周囲から心ない言葉をかけられるケースが多いなど心理的負担が多いこと、初期段階で妊娠できない場合、どんどん高度な治療になり費用も高額になることなど、非常に負担が大きいのは事実でございます。市として支援策はあるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の5問目のご質問にお答えをさせていただきます。

市の不妊治療への支援策といたしましては、経済負担の軽減を目的に、平成20年度より野洲市不妊に悩む方への特定治療支援事業といたしまして、特定不妊治療を行う滋賀県の同様の事業があるんですけれども、これの助成を受けられた方を対象といたしまして、治療費の一部を助成してまいっております。

ただ、本事業の対象である体外受精、顕微授精などの生殖補助医療、その他人工授精等の一般不妊治療が令和4年4月1日から保険適用になったことを受けまして、特定不妊治療助成事業につきましては、今後その役割を終えることになるというふうに考えております。

ただ、治療の性質上、議員ご指摘のとおり長期間になる場合があることから、令和3年度以前に不妊治療を開始された方が、年度をまたがって治療を継続されている場合には、これは保険適用とならないため、助成対象とする経過措置を実施しております。

その他、公的な支援策といたしましては、もともと滋賀県が実施しております滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業、これも保険適用後の経過措置の対応がされております。また、不妊専門相談センター事業による面接や電話による相談、また不妊に悩む方をサポートするイベントの開催や団体活動支援、また不妊治療と仕事の両立を支援するための出前講座等の啓発の事業等が実施をされております。

また、市における不妊治療に関する相談などのソフト面での対応につきまして、これらよって現場の保健師等にも意見を聞いてみたんですけれども、不妊治療というのは非常に

専門性が高いことから、場合によっては相談に来られた方に対して、かえって不安を与えてしまうということも懸念されるため、非常にハードルが高いという意見もあったんですが、ただ、実際には電話や窓口で相談に来られる場合もありますので、その際には、できるだけ丁寧に聞き取りを行いつつ、必要な情報の提供、あるいは窓口情報の提供等を行っているというふうにお聞きをしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 経済的な支援から、いろんな相談の支援まで、メニューといえますか、そろえていただいているということでございます。

特に、経済的な支援もありがたくはあると思うんですけども、後半言及いただきました経済的でない寄り添う型の支援も非常に大事かと思っております。

不妊治療でいいますと、若いうちからこの治療に取り組まれる方はあまり多くないのかな、少ないのかなと思います。ある程度の年齢に達した段階で治療という方がほとんどかと思えます。いわゆる適齢期というタイムリミットがあること、さらに子宝というものを切望するがゆえに、非常に精神的に自分を追い込まれてしまうケースも多いという事実がございます。私自身もというか、私たち夫婦も不妊治療を経験しております。幸いといえますか、命を授かることができたわけですが、不妊治療は出口の見えないトンネルを進むような不安やストレスが非常に多いというのがあります。

野洲市には、不妊の相談に乗ってくれる人がいるとか、あるいは悩みを聞いてくれる人がいるといったことも、支援も大きいと思います。先ほど、現場の保健師さんのなかなか専門的でハードルが高いというご意見も、半分は納得なんですけれども、一方で、明確な回答というものでなくても、話の聞き役でも結構気持ちが楽になるケースもあるかと思えます。今後こうした寄り添うタイプの支援を、可能ならもう少し拡充していただけたらと思えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

なかなかこちらから積極的にアピールをしていくというのは難しいかもしれませんが、窓口で相談に来られた際には、できるだけ丁寧に寄り添ってお話のほうをお伺いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 次に、記事で指摘をしております2つ目の政策、出生数が減り続けることを前提とし、少子化によって起きる社会課題への対策についてどう取り組むのか、取り組むべきかという観点で質問をいたします。

先日、8月26日、敦賀市において開催されましたセミナーに参加をし、デジタル化への取り組みとふるさと納税を活かしたまちづくりの2講座を受講いたしました。どちらも今後を見据えた問題提起、事例紹介でございまして、一部参照して質問をいたします。

人口減少は、社会にも自治体にも様々な、そして大きな影響を及ぼします。その主なものは何か、伺いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 東郷議員の6問目にお答えします。

人口減少につきましては、一般的な考え方でございますけれども、労働力不足による地域経済の衰退、税収等の減少による行政サービスの縮小、商業施設等の撤退による利便性の低下など、地域の将来に影響を与えることが懸念されると考えます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほど、減少をできるだけ緩やかにというふうな、その記事の中の一節も読み上げましたけれども、やはりこの人口が急激に減少することは何としても避けなければいけないのかなというふうに考えております。

そこで、7問目をお聞きいたします。

人口減少など、市のベースとなる問題、課題やその対策などの重要施策は、市民と情報を共有し、議論する取り組み、仕組みが重要と考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市の重要施策を市民と情報を共有し、議論する取り組み、仕組みが重要であると考えているが、その見解はという問いにお答えをいたします。

市の課題や重要施策について、市民との情報共有や議論する仕組みは重要であると認識いたしております。

このことから、本年度より総合計画の施策が適正に取り組めているか評価いただくための評価委員会を立ち上げ、市民の方にも参画いただき、ご議論いただいているところでございます。委員の皆様からいただいたご意見は、今後の施策の推進に反映できるよう、所

管部局で情報共有を図り、関係事業の推進に参考とさせていただいているところでございます。

なお、評価結果につきましては、議会への報告及び市のホームページで公表をする予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 一定認識は共有していただいていると思います。

さらに、こうした市民参加、市民の方が市の重要な問題、課題に対して情報を共有して、いろいろ意見を言っただけという機会をぜひ増やしていただければと思います。

8問目の質問に移ります。

人口が減っていく局面では、あらゆる分野で人が減ります。行政も職員も数の減少は不可避と言えます。その一方で、人口が減っても、いわゆる基本的な仕事量はそれほど減るわけではなく、また一方で、昨今の降雨災害の増加などに伴う対応は増えているのが実情かと思います。

こうした状況に鑑み、いかに効率的に業務をこなすか、また市民がより便利にスムーズに行政サービスを受けられるかという観点に立ち、行政の改革を進めることは急務でございます。その柱となるのが期待されるのがデジタル化であると認識をしておりますが、野洲市の現状を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 8問目のご質問にお答えをいたします。

本市では、令和3年度より滋賀県及び県内市町で共同調達を行ったオンライン申請システムを活用し、市民の皆さんがお持ちのパソコンやスマートフォンを使用して、いつでも、どこからでも様々な行政サービスを受けていただけるよう取り組みを進めているところでございます。

令和3年10月から30手続のオンライン申請の受付を開始し、現在は90を超える手続へと対象を拡大しています。受付を行っている手続の具体例といたしましては、住民票や戸籍謄本、抄本、各種税証明の交付申請、転出届及び新型コロナウイルスワクチン接種券に係る申請等が挙げられます。これらの取り組みにより、市民の利便性向上だけでなく、職員の窓口や電話での対応時間削減にも一定の効果が出ているところで、今後はオンライン申請を通して取得したデータを取り込んだ後の事務処理を行う過程においても、デジタ

ルツール導入を検討し、さらなる業務の効率化を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） かなり取り組んでいただいているということでございますが、1つ、答弁をお聞きしてありまして素朴な疑問といたしますか、思いましたのが、こうしたデジタル化、その手続、オンライン申請の手続等の周知についてはどのような形で、あるいはどの程度浸透しているとお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 再質問にお答えをしたいと思います。

周知につきましては、広報で令和3年10月に開始したとき、あるいはその後も今年2月の広報、ここで手続を追加した段階で、また今年の5月の広報、さらに手続を追加した段階で周知はさせていただいております。

浸透の具合ですけれども、これまでの取り組みの実績を見ても、特にコロナの申請については多くの申請をいただいておりますので、多くの市民の皆様方には活用いただいているのかと考えております。

ただ、まだご存じない方、あるいは手続等の仕方等につきまして、今後も周知のほうを図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） やはり、多くの方が知ることがまず、特にオンライン手続等であれば重要かと思っておりますので、引き続きご努力をいただきたいと思いますのと、やはり、先ほどの情報発信のことも関わることで、伝え方というのは、常にどんな情報であっても伝え方は工夫が必要かなと思っております。

蛇足ながら付け加えますと、オンラインとか、あるいはデジタル化が目的ではありませんので、市民の方の利益、あるいは職員の方の負担軽減ということが望めない分野にはそのデジタル化は不要というようなことも言えるかと思っておりますので、そこは取捨して取り組んでいただければと思います。お分かりかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

では9問目にお伺いをいたします。

本市では、返礼品を用いたふるさと納税の取り組みを開始したばかりでございますが、昨年秋に導入をされました返礼品により、一気に寄附が集まりました。

その活用を見ますと、取り組みを開始されたばかりで仕方がない部分も多々あると存じますが、先進他市と比べると、十分検討されたとは言い難いのが現状ではないかと思えます。

そんな折、先ほど紹介したセミナーで取り上げられました福井県坂井市の寄附市民参画検討委員会の制度に非常に感銘を受けました。

野洲市を含めて、多くの自治体で寄附金の使い道に対しては、例えばまちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業（市民活動）など、大まかな枠を選択する仕組みとなっていますが、坂井市では市民も参画した検討委員会において具体的な使い道を決め、寄附者に選んでいただける仕組みをつくられております。具体の使い道の案も、これは市民が、あるいは事業者さんが委員会に応募して、それを委員会で検討して、必要な修正を加えるとのことでありました。

野洲市が将来にわたっていきいきと輝くまちであり続けるためには、真の民主主義、真の市民参加が不可欠であると考えておりますが、この坂井市の例のような、一般財源では実施できないが、将来に向けた取り組みなど、市民とともに考え、実施していく取り組みは非常に有効な第一歩と考えております。市長と市民部長、それぞれご見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 9点目のご質問にお答えをいたします。

本市では、ふるさと納税で頂いた寄附金については、寄附者の思いを具体化するため、野洲市まちづくり寄附条例において、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業などの7つの対象事業を提示し、寄附者に選択いただき、関連する事業予算に充当する仕組みとなっております。

議員ご提案の、坂井市の寄附市民参加制度は、ふるさと納税の使途を市民の皆さんに提案、審査いただく制度で、対象事業をさらに具体的に、例えば海浜自然公園を日本海側一番のアウトドアスポットになどの事業に細分化し、目標額を明示して寄附者に選択いただく制度であると認識いたしております。

当該制度は、市民の市政に対する関心を高めるとともに、寄附者に具体的な個々の魅力ある事業を提示することで関心を持っていただける有益な制度であると考えております。

ふるさと納税に限らず、行政施策において市民が参加することは極めて有益なことと認識しており、その施策の内容にもよりますが、可能な範囲で市民とともに考えていくことは、今後も重要かと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 9点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、寄附金の使い道について、坂井市のように市民からの案を検討委員会で審議し、市民感覚で必要な事業等へ充てていくことは、行政への市民参加の観点からも大変重要であると認識しています。

他の自治体においても特色ある使い道の手法はあり、例えば佐賀県唐津市では寄附者へのお礼の品を発送しない代わりに、貧困家庭へこども食堂のチケットをプレゼントする取り組みをされています。また、熊本県熊本市では、使い道の中に熊本城の復旧、復元というのがあり、寄附者が選択する使い道を具体的に明記することで、寄附者の意向が明確に反映されるものもごございます。

このように様々な手法があることから、本市においても寄附者の意向が尊重され、市民にとって必要な事業等に充てることができるよう、特色ある手法を今後も検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 次に、10点目の質問に移ります。

寄附金の使い方と同様に、返礼品を活用した地域活性化も当然ながら重要な分野でございます。事業実施から地道な努力を続け、返礼品のバリエーションも増えていると認識しておりますが、先行している例を見ると、まだまだ取り組むべき課題も多いのではないかと考えます。先進事例から、まず柔軟な発想で仕組みをうまく活用するアイデアがポイントというふうに学びました。現場の認識と今後の展望を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、10点目のご質問にお答えいたします。

今後も自主財源の確保はもちろん、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上のためには、返礼品提供事業者様の拡大、返礼品の充実が大変重要だと考えております。

このことから、本年度におきましても、本年6月15日に返礼品提供事業者向けの説明会を開催したところでございます。また、今年度は地方で活躍する滋賀県出身者に情報を発信されている全国滋賀県人会連合会の会報誌「おうみの風」に広告掲載を行い、本市の

魅力をPRしました。

特色ある返礼品や寄附をいただく方への効果的な周知方法、そして先ほどのご質問でもあったような使い道等の検討も含め、市内の事業者様とも効果的に連携し、単に寄附金額の増大のみならず、地域の振興も含め、市の活性化を目的に当該事業を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○8番（東郷克己君） 先ほどの寄附金の使い道もそうですし、返礼品も同様かと思うんですが、先般聞いてきた話で私が感じましたのは、返礼品はこんなもんやないといけない、特色ある何か産品とかいうので、多くの事業者さんが何というか、自分で先にハードルをつくってしまわれている。そこを取っ払って、それこそ自由なアイデア、発想で、こんなもんでも出せるん違うのというような事例をいくつか紹介いただいて、目の覚めるような思いでございました。そうした柔軟な発想で、ぜひお取り組みをいただけたらと思います。

最後に、9問目、10問目、ちょっと合わせた形で市民部長にお伺いをいたします。

市長、そして市民部長お二人とも一定ご理解を、私のこの質問の趣旨をご理解いただいていると判断はいたしました。その上で、再質問をいたします。

私の課題意識、そのポイントは、市民参加にあります。この質問のみならず、今回の一般質問を貫く課題意識でもあります。

市長答弁の後段にありましたような、市の課題優先度といった全体のバランスを取り組むべきことも当然であります。また、部長が先ほどお話しいただきました唐津市、熊本市などの例は、なるほどというふうに思いました。

坂井市の例に戻りますが、検討委員会に市民にお入りいただき、執行部や議会からも委員会に入り、共に検討することで、市民目線、市民感覚を取り入れる一方で、市の優先度といった観点を逆に市民の方にご理解していただける機会にもなるかと思えます。

今後訪れる、いや今始まっている超高齢化社会や人口減少など、重く難しい課題を乗り越えていくためにも、様々な形態の市民参加が重要になってくると考えております。それが市民のやる気、ひいては野洲市の活力につながるのではないかと思います。

また、10で問うた返礼品の取り組みも、市民、あるいは市内の事業者さんのやる気や工夫を引き出すことが活性化につながるものと考えます。キーワードは市民とっております。いま一度、市民部長の答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 市の各種施策について、市民のお声をお聞きするということは大変重要なことと認識しております。施策の内容等により、必ずしも全てということではありませんし、市民の方でも意見が分かれる場合もあることから、全ての市民の声を反映させるのは難しい部分もございます。しかしながら、市民の方に選ばれた議会での審議や報告等も含め、可能な範囲において、市民を意識した制度構築については今後も考えていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明7日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時48分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年9月6日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 益川教智

署名議員 東郷克己